

令和7年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 12月11日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 第 7 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔青田知史議員、白石久代議員、谷本憲一議員、
保田 仁議員、八木幹男議員、高田紀子議員、
坂田昌則委員、興柁勝也議員〕

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	角 和 浩 幸 君
副 町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者	今 野 聖 貴 君
総 務 課 長	新 村 猛 君
行財政改革推進室長	竹 本 匡 志 君
まちづくり推進課長	高 島 和 浩 君
地域みらい創造室長	谷 口 雄 二 君
税 務 課 長	岩 佐 和 男 君
収 納 対 策 室 長	山 上 修 司 君
住 民 生 活 課 長	庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長	鎌 田 静 香 君
地域包括支援センター所長	藤 本 浩 彰 君
子ども・子育て支援室長	江 花 一 君
商工観光交流課長	赤 間 昭 己 君
文化スポーツ課長	才 川 健 一 君
ジオパーク推進室長	長 野 克 哉 君
農 林 課 長	平 間 克 哉 君
建 設 水 道 課 長	今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長	石 崎 智 大 君
町立病院事務局長	才 川 育 世 君
総務課課長補佐	柴 田 崇 史 君
総務課課長補佐	餌 取 良 君
教 育 長	鈴 木 薫 君
管理課長兼図書館長	鈴 木 誠 君
農 業 委 員 会 会 長	只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	観 音 太 郎 君
代 表 監 査 委 員	菅 範 之 君

○書記

事務局長 梶原 祐治 君
係長 藤原 元貴 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和7年第7回美瑛町議会定例会開議にあたり、ご挨拶を申し上げます。本定例会では8名の議員から40項目余りの一般質問が通告をされております。町民の皆さんの暮らし、あるいは経済の振興に密接な関わりのある質問ばかりでございます。発言につきましては、会議規則第54条に従い、簡明かつ、議題外に渡らないこと。許可の範囲を超えないこととしております。言葉の税肉を落としてゆっくりとした発言を期待するものであります。以上、よろしくお願い申し上げまして、会議の挨拶といたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和7年第7回美瑛町議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は13人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方もご起立をお願いいたします。

○事務局長（梶原祐治君）

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さまおはようございます。令和7年第7回美瑛町議会定例会、議員の皆さまのご出席で開催を賜りまして、誠にありがとうございます。また日頃よりのご指導に心

より感謝を申し上げます。

早いもので、令和7年最後の年内最後の定例会となりました。この1年にわたりまして議会議員の皆さま方にはこれまでどおりのご支援、また、ご指導、ご協力を賜りましたこと、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会におきましては、議案10件、諮問1件の計11件をご提案をさせていただきます。皆さま方の慎重なるご審議を賜りまして、年内最後の定例会実り多いものにさせていただきたいと存ずる次第でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番京屋愛子議員と10番八木幹男議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから諸般の報告を行います。

○事務局長（梶原祐治君）

（諸般の報告を省略する）

以上であります。

○議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

保田委員長。

（議会運営委員会委員長 保田 仁議員 登壇）

○議会運営委員長（保田 仁議員） おはようございます。それでは報告をいたします。

（報告書の朗読を省略する）

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（野村祐司議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から12月10日まで。この2日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月10日までの2日間に決定いたしました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

行政報告

○議長（野村祐司議員） 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 行政報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じますのでご高覧のほどお願いを申し上げます。3点についてご報告を申し上げます。

まず、1点目でございます。皆さまご存じのとおり、青森県東方沖地震が12月8日午後11時15分に発生いたしました。美瑛町といたしましては災害時初動対応マニュアルに基づいた対応を行い町内の各点検を行ったところでございます。今のところ、被害状況についてはございません。

2点目、令和7年度上半期観光客入り込み状況についてでございますけれども、観光入り込み数は148万4,000人となり、前年と比較して、8700、800人の減となりました。一方で参考ですけれども、宿泊延べ数につきましては、13万3,400泊となりまして、前年と比較しまして3,600泊の増、前年比102.8%となったところでございます。

3点目でございます。令和7年度農業生産見込みについてでございますけれども、各区分ごとの数値につきましては配付済みのとおりでございます。農業生産額全体といたしましては過去3か年の平均を上回り、計画比107.7%の155億6,924万8,000円となり、11億1,094万4,000円の増額となりました。交付金を含めた総額は189億7,500、180万円を見込んでいるとのことでございます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（野村祐司議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでははじめに、6番、青田知史議員。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

（6番 青田 知史議員 登壇）

○6番（青田知史議員） おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。6番、青田知史。質問方式、時間制限方式です。質問は5問用意いたしまして、1については、教育長については町長にお願いいたします。質問事項1番、本町の教育行政のあり方について。文部科学省の新しい地方教育行政の在り方では、①全国的な教育水準の確保と市町村・学校の自由度拡大、②説明責任の徹底、③保護者・地域住民の参画拡大を改革の柱としています。この10月新教育長が着任し、行政出身から現場感覚を重視する教育行政への転換も期待されます。教育行政は国が示すナショナル・スタンダードを維持しつつ、地方分権をベースに地域の実情を反映していくことが求められています。

教育委員会の運営体制強化や学校の裁量拡大が求められる一方、評価・公開を通じた住民への説明責任も重要です。特に地域参画ではコミュニティ・スクールの推進が鍵であり、住民との協働による教育力向上の展開も考えなければなりません。本町の教育行政が新たな教育長のもとでどう対応し、これまでの現場経験をいかして子どもたちの教育向上にどうつなげていくのか、基本姿勢や具体策について、次の4点を伺います。

- （1）教育長の基本姿勢は。
- （2）全国水準と地方裁量の両立策は。
- （3）説明責任にどう向き合うか。
- （4）コミュニティ・スクール推進と住民協働の展開について。

2番、福祉教育の推進について。北海道では、次世代の担い手育成推進事業として、福祉教育アドバイザーを派遣する制度があります。美瑛中学校においても、昨年度からこの事業を活用し、旭川市のNPO法人による障がい当事者の出前講座やパラスポーツ体験会が実施されています。

また、北海道では北海道手話言語条例に基づき、令和4年度から道内の小・中学生を対象とした手話出前教室も開催しており、ろう講師による講話や、手話体験を通じ、聴覚障がいへの理解促進と手話の普及にも力を入れています。

このように、児童・生徒が福祉・介護について理解を深めていくためには、成長段階に応じ、

総合的な学習の時間などでフィールドワークや体験学習の充実が重要であると考えことから、次の3点について伺います。

(1) これまでの本町の福祉教育の取組状況や成果についてどのように認識しているか。

(2) 小・中学校において今後どのように福祉教育を推進していくのか。

(3) 地域や福祉関係団体などとの連携によって継続的な福祉教育ネットワークを構築する可能性についてどう考えるか。

質問事項3番、福祉の視点でのまちづくりを。先月美瑛町の中心市街地において、町民有志や福祉団体、高校生、町職員等の協力により、車椅子ユーザーや視覚障害の当事者を交えたタウンウォッチングが実施されました。この調査により、道路や歩道の使い勝手に関する具体的な課題や損傷箇所が明らかになりました。参加できなかった町内の視覚障がい者の方からも点字ブロックの未整備や破損、段差、誘導鈴の配置不備などの指摘も寄せられました。

福祉の視点を重視したまちづくりの必要性は理解されていますが、今後は道道管理者や関係機関とも連携し、継続的な調査と情報共有、点字ブロック等の設備整備促進など、町民全体が安全安心に利用できる道路環境の具体的施策を一層推進すべきと考えますが町長の認識を伺います。

4、水水洗化の更なる普及促進を。美瑛町公共下水道事業経営戦略によれば、町内では公共下水道事業の水洗化率が、2016年度96.3%から2020年度96.9%とほぼ横ばいです。また、美瑛町生活排水処理基本計画では、公共下水道の計画区域内においては、効率的な整備を推進するとともに、水洗化率の向上を目指すとしてあり、公共下水道の供用が開始された後も接続されていない家屋については、当該家屋の管理者などに水洗化の理解を求め一層の水洗化の推進を図ることが明記されています。類似団体と比較し水洗化率はやや高い水準にはありますが、市街地にも汲み取り式便所が残存し、バキュームカーが観光客の前を走る現状は、公衆衛生と観光振興の観点から解決すべき課題の一つだと指摘する声もあります。そこで、次の3点について伺います。

(1) 最新の水洗化率(2023年度以降)を踏まえた現状の認識は。

(2) 資金援助制度(資金融資あっせん、利子補給、補助金)の活用状況と拡充策の考えは。

(3) 中長期の取り組みとして全廃目標、スケジュール、啓発の強化にどう取り組むか。

質問事項5番目、今一度まちのグランドデザインを描くべきではないか。令和7年第4回定例会で保田議員の一般質問に対して、町長は国の交付事業実施に向けた都市再生整備計画の認可申請は見送るとの答弁をしました。その後、担当課を中心に全庁的に事業のブラッシュアップが進められていますが、町民の期待がある中で事業計画を再構築するためには丁寧な説明が必要です。

また、これまで蓄積した知見や情報も参考にしながら第6次美瑛町まちづくり総合計画(以

下、総合計画という。)に基づいた、まちのグランドデザイン(美瑛町が将来どうあるべきか、まちはどのような機能を持つべきか、どのような魅力を持つべきかといった、中長期的な視点での構想を示した、子どもからお年寄りまで町民の皆さまがパッと見てわかる、まちの未来の姿を描いた設計図)を今一度描き、町民の皆さまに提示することも考えるべきです。

総合計画をはじめとする上位計画と連携しながら、このまちのグランドデザインを描くことで産官学金労言が有機的につながり、誰もが住みたい、住み続けたいと思える新しい丘のまちびえいの創造が実現すると期待することから、次の3点について伺います。

(1) 都市再生整備計画見送り後、これまでの構想に基づく検討内容や、課題をいかに整理したか。

(2) 今一度まちのグランドデザインに早期に取り組む考えはあるか。

(3) PFIやサウンディング等を活用した公民連携や投資と整備の好循環を生む体制をどう構築するか。以上5点よろしくお願いたします。

○議長(野村祐司議員) 6番議員の質問の答弁を求めます。はじめに、質問事項1及び質問事項2について鈴木教育長の答弁を求めます。

(「はい」の声)

鈴木教育長。

(教育長 鈴木 薫君 登壇)

○教育長(鈴木 薫君) 6番、青田議員からの質問事項について答弁申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。質問事項1、本町の教育行政のあり方について。この度、教育長を拝命し、あらためて本町の子どもたちの健やかな成長を考えた時、様々な思いが募るとともに教育長としての責任の重たさも身に染みて感じられ、毎日身が引き締まる思いであります。今後もこの思いを大切に、質の高い教育を展開していけるよう職務を全うしてまいりたいと思っております。

1点目につきましては、子どもを中心に捉え、保護者との信頼関係の下、連携しながら、きめ細やかな教育の推進を行うことを目標としています。そのためには、先月28日の第6回臨時会でも申し上げましたように、質の高い教師、そして協働できる教師集団が必要です。そういった教師の育成や組織を作るためには校長のリーダーシップが欠かせません。そして、その校長を指導するのは私の役割です。また、これまで行ってきた教職員研修会や町費による研修補助制度なども活用しながら、教師の資質向上に努めたいと思っております。

現在教育界が抱えている課題である不登校、いじめ、虐待、ネグレクト等につきましても、保護者と連携、時には支えながら、保健福祉課、児童相談所等とも密接な連携をとり、子どもたちが笑顔で過ごし、少しでも幸せになれるよう、ケースごとに丁寧に取り組んでいきたいと考えており、その際も教育委員会がイニシアティブをとる必要があります。

さらに、部活動の地域展開、働き方改革、児童・生徒数の減少に伴う学校統廃合の問題など、課題をあげると枚挙に暇がありませんが、全て子どもを中心に捉え、そこから決してふれずに、一つ一つ取り組んでまいります。

2点目につきましては、文部科学省が示す学習指導要領に基づき、各学校において作成する教育課程や教育計画に沿った適切な指導を行うことにより、教育の質の確保と向上に努めております。なお、学力の一つの指標であります全国学力・学習状況調査の本年の結果は、全道、全国の平均を上回っており、さらにその結果を各校において詳細に分析し、個々の課題に応じた指導にいかしているところです。

一方で、地方の裁量として地域の特性をいかした教育も重要であり、本町ではふるさと学習を通じた愛郷心の育成やキャリア教育等による社会的・職業的自立に向けた能力の育成に努めております。また、定数で配置されている教員に加えて町独自で教育支援員を配置し、個別支援が必要な児童生徒をきめ細かくサポートしながら個別最適な学びの実現に努めているところです。今後も、学習指導要領の理念に沿いながら、子どもたちが主体的・対話的で深い学びを実現できるよう各校の指導を充実させるとともに、地域資源を活用した特色ある教育の実践を継続し、学力の底上げと学習意欲の向上を図ってまいります。

3点目につきましては、教育行政に対する説明責任を果たすことは、住民の皆さまからの信頼に直結する極めて重要なことと認識しております。

毎年実施している教育委員会評価では、教育行政全般に対する自己評価に加え、学識経験者による二次評価を受け、その結果を町ホームページで公表しています。また、各学校におきましても毎年2回、教職員・保護者・児童生徒の3者で学校評価を実施し、その結果を改善点も含めて学校だより等で保護者や地域の皆さまに公表しております。さらに、学校運営協議会においても、学校評価の結果を説明し、地域の皆さまの御意見を伺いながら学校運営への反映に努めております。

これらを通じて、教育委員会や学校が自らの取組を客観的に振り返り、改善につなげることが、結果として開かれた教育行政の推進と説明責任の履行につながるものと考えております。

4点目につきましては、家庭や地域が「将来を担う子どもたちをどのように育てていくのか」という教育のビジョンを学校と共有し、それぞれの役割と責任を明確にした上で、協働を進めていくことが重要であると考えております。

各学校では、学校運営協議会を年に複数回開催し、教育活動や運営方針について説明するとともに、地域の皆さまから御意見をいただき、学校運営への理解と協力を求めています。また、PTAとも連携し、環境整備活動や学校菜園の指導など地域の特性にあわせた活動を展開しているところです。

一方で、学校現場が必要とする支援と地域の方々が支援可能な事柄とのマッチングが難しい

という課題があります。特に市街地では、学校行事に地域の方が役割を持って参加する取組はまだ十分に広がっていない状況です。そのような中でも、水泳授業や親子登山学習などでは、地域の皆さまにスクール・サポートスタッフとして御協力いただき、教育活動を支えていただいております。

今後は、地域に開かれた学校運営の実現に向け、学校・家庭・地域の3者が連携を強化し、子どもたちを地域全体で育てる仕組みづくりを模索してまいります。

就任から2か月あまりで、現状の課題の認識にとどまっております。事案によっては、急がなければならない案件もあると認識しておりますが、新年度の教育行政執行方針では、もう少し具体的な対策も含めてお示しできるよう準備してまいります。

質問事項2、福祉教育の推進について。本町における福祉教育は、児童生徒が他者を思いやり、共に生きる社会の実現を目指す道徳教育・人権教育の重要な柱と位置づけております。

1点目及び2点目につきましては、これまで小学校では本町の福祉政策を学ぶほか、手話・点字の学習や高齢者疑似体験などを行い、思いやりや共感の心を育んできました。また、地域の高齢者福祉施設との交流授業を通じ、学年に応じた体験的な学びを重ねております。

中学校では、道徳や社会科の授業においてボランティア活動や社会保障の理解など、幅広い視野で考える学習を進め、福祉の現状や課題を学んでいます。

さらに、本町では障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境づくりを目指す、インクルーシブ教育を推進しており、合理的配慮の考えの下、個別の支援計画や指導計画を作成し、一人一人の学びを保障する体制を整えております。

これらの取組により、児童生徒に他者を尊重する態度や社会に貢献しようとする意識が着実に育まれているものと認識しており、全国学力・学習状況調査においても、人が困っているときは、進んで助けていますか、人の役に立つ人間になりたいと思いますかの問いに対し、あてはまるど、ちらかとえば、あてはまると回答した割合が、小学校・中学校ともに90パーセントを超えております。

今後も、成長段階に応じた体験的な取組を継続し、ボランティア活動や福祉施設との交流等を通じて、児童生徒の社会に貢献する喜びや自己有用感を育成するとともに、共生社会の実現に向けた福祉教育を推進してまいります。

3点目につきましては、中学校では福祉教育アドバイザー制度を活用し、NPO法人の協力を得て、障がい当事者による出前講座やパラスポーツ体験会を実施しています。また、小学校においても、総合的な学習の時間を活用し、福祉施設訪問や交流を行うほか、居住地校交流として、町内校区から聾学校に通う児童との交流会を実施しております。

今後も、地域や福祉関係団体との連携を深めるとともに、自他を敬い、生命を尊重する心を養える教育の推進に向け、あらゆる可能性を検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 次に、質問事項3から質問事項5までについて、角和町長の答弁を求めます。

（「なし」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 6番青田議員さんからの、続いての3項目につきまして答弁を申し上げます。質問事項3、福祉の視点でのまちづくりをについてお答えいたします。本町における福祉の視点でのまちづくりは、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標とし、物理的・制度的・情報面における障壁を取り除くバリアフリー化と、誰もが最初から使いやすい設計であるユニバーサルデザインの普及・推進を基本方針としております。

この方針の下、今回御質問の道路・歩道等のハード整備や公共施設の改善につきましては、美瑛町公共施設等総合管理計画や美瑛町障がい者福祉計画等の各種計画並びに関係条例に沿って、計画的に進めているところです。

取組の推進に当たりましては、障がいのある方や高齢者、妊産婦、子どもなど、配慮が必要な当事者の皆さまからの御意見を、政策形成や事業実施に反映することを重視しております。本年10月に、みんなにやさしい美瑛のまちづくり実行委員会主催の町民参加型タウンウォッチングが実施され、その結果につきましては、町が対応可能なものから速やかに所管課で改善に着手するとともに、道路管理者等、町以外の管理主体に関わる修繕等につきましては、関係機関と連携の上、安全性や緊急度、費用対効果を勘案して優先順位を付け、順次対応するよう取り進めてまいります。

また、点検・改善を単発で終わらせることなく、年度内にフォローアップの場を設け、対応状況の公表や継続的な意見聴取を行ってまいります。こうしたPDCAサイクルを通じ、日常生活における不便の着実な解消を進めるとともに、誰もが移動しやすく、利用しやすく、参加しやすい美瑛町の実現に向けて、計画的かつ実効性のある取組を進めてまいります。

質問事項4、水洗化の更なる普及促進をについて答弁を申し上げます。公共下水道事業は、浸水防除、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として推進しており、本町の下水道の整備状況につきましては、概成段階にあります。一部未接続の解消について、引き続き取り組んでいるところであります。

1点目につきましては、下水処理区域人口に対して下水道に接続している人口の割合を示す、本町の水洗化率は、令和5年度で98パーセント、令和6年度で98.2パーセントとなっております。残り1.8パーセントにつきましては、建物の老朽化や水洗化に要する費用負担の問題から、汲み

取り式便所が一部残存している状況にあるものと認識しております。

2点目の資金援助制度につきましては、水洗便所及び排水設備の改造に係る補助制度と資金の貸付制度がありますが、このうち補助制度につきましては、公共下水道の供用開始から3年以内に実施される設備整備を対象要件としておりますことから、近年、新たな下水道供用開始区域がなかったこともあり、平成22年度以降の交付実績はなく、また、資金の貸付制度につきましても、申込や相談ともない状況となっております。

資金援助の拡充策につきましては、対象者が1.8パーセントと限定的であること、本町といたしましては98.2パーセントの水洗化率により一定程度の目標は達成していると判断していること、さらに、残る1.8パーセントの該当者のみに拡充策を講じることは、当初から整備された方々との公平性に疑問が生じることから、一律の補助金の上積みや利子補給等につきましては、現時点では想定しておりませんが、既存制度の周知や個別相談などを通じて、情報発信に努めてまいります。

3点目につきましては、本町の水洗化率は、他団体と比べて高い水準にあるものの、100パーセント達成には個人負担や物理的制約が伴うことから、喫緊に達成することは難しい状況にあるものと認識しております。水洗化による公衆衛生の向上や臭気・害虫の軽減などのメリットの周知啓発に努め、引き続き水洗化率の向上に取り組んでまいります。

質問事項、5点目の、今一度まちのグランドデザインを描くべきではないかにつきましてお答えをいたします。第4回定例会におきましては、都市機能の再構築と地域経済の活性化を目的に都市再生整備計画の策定を進めてきたものの、国の認可要件と本町が描く市街地整備の構想との間に乖離があったことから、同計画の認可申請を見送った旨を御説明したところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり、本町の将来像や魅力あるまちの姿を、中長期的な視点で町民の皆さまに示していくことは、極めて重要であると認識しております。

1点目につきましては、中心市街地活性化整備計画等で抽出した事業が、町民の皆さまから真に求められている施策であるかという観点を含め、関係課において改めて精査を進めているところです。あわせて、令和8年度以降に予定している各施策・事業につきましても、個別の取組として捉えるのではなく、庁内横断的に協議・検討を行えるよう整理し、まちづくり総合計画との整合性を図りつつ、一体的に可視化できるよう取組を進めているところです。

2点目につきましては、昨今の人口減少や高齢化に伴う担い手不足に加え、公共交通を始めとする多様な課題が顕在化する中、町全体の状況を総合的に捉え、進むべき方向性を統一的に定めることが重要であると認識しております。こうした観点から、本町が将来どのような姿を目指すのか、その将来像を明確に示すことができるよう、取組を進めてまいります。

3点目につきましては、町が所有する土地や施設の有効活用に当たり、まちづくりの方向性を示した上で民間事業者の皆さまから御意見やアイデアをいただくサウンディング調査は、今

後のまちづくりにおいて重要な取組であると認識しております。現時点でPFIを活用した具体的な案件はありませんが、事業計画の段階からサウンディング調査を行い、民間事業者の御意見や御提案を取り入れることで投資を呼び込み、公民連携を強化しながら、町の活性化に資する事業計画の形成に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 質問事項1から順に再質問を認めます。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 協働できる集団ということでフレーズ、いいフレーズが出てきたと思います。先立っての臨時会においてもですね六つの約束ということで学び続ける教師という、そういうような話も出てまいりました。私たまさかですね前の道立の教育研究所の北村善春先生、この方は道の学校教育部長なさった方ですけども、美瑛町議会の研修にも関わっていただきながら、先生のいろいろ尊敬してるもんですから、いろいろ教えを本読んだりしてるところなんですけども、なかなかですね、研修するといっても、現場では、管理職、指導主事の方、なかなか時間が取れないであるとか、様々な課題を抱えて研修に臨まれてると。やはり教育長おっしゃるように、人づくりと言いますかね、組織をいかに動かしていくかっていうところで、人間的に成長を実感できるような、そういう学校現場、また、美瑛町の教育であっていただきたいという風に考えてるんですけども、いろんな課題を踏まえる中ではですね、今回は研修とか人づくりのところで伺いたいんですけども、例えば、働き方改革によってですね、研修時間がとれないだとかそういう事例はあるかと思うんですけども、どのような形でですね、現場の先生に理解してもらいながら、研修を進めていくお考えがあるのか、まずその辺りについて伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木 薫君） 質問ありがとうございます。現場では、働き方改革ということで、できるだけ早く帰るといふ。ただ働き方改革の一つの狙いとして、子どもたちと触れ合う時間を多くするというのと、もう一つは、実は先生方一人一人の力量を向上させるという狙いもあるんですね。なので、時間、働く時間を短くして、生まれた時間で、やっぱり個々の先生方の力量を高めていくという、そういった狙いがあるので、そこは、先生方も、時間が短くなったら好きな時間になるんだっていうのではなくって、やっぱりちゃんと理解をさせていく必要があるのかなっていう具合に考えております。働き方改革、現在アクションプランの第3期ですけども、第1期も第2期も第3期も、その理念には、教育の質を上げるとかあるいは2期であれば、新学習指導要領の理念の実現とかがあっていうことが、働き改革のアクションプランにあるので、そのためにはやっぱり先生方の一人一人の力量向上というのが必ず必要になってくると

思いますので、そういったあたりは先生方に理解をしていただきたいなという風には考えております。ただ、実際にこの研修の時間となると、確かに毎日忙しい中では、なかなか時間が生み出せないっていう部分もあるんですが、最近学校でこれまで校内の研修というと、45分とか1時間とかっていう時間をとっていたんですけども、最近はできるだけ隙間の時間を利用して15分とか20分とか、そういう中で、ちょっとICTの研修をすることとってというような工夫をされているところがありますので、やはり今、先生方の力量向上には研修は絶対必要だと思いますので、一つはそういった隙間の時間を上手にを使って、行うということと、それから、本町も夏休み冬休みやっていますが、長期休業の時間はある程度先生方も余裕がありますので、そこでしっかり研修できるような、そんな形で、町のほうもできることを協力していきたいなという風に思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 説明頂きました。今回ね選任されるに当たって、いろんな人が恐らく、町長の頭の中には浮かんじやないかなと。行政出身の方も当然浮かんだかもしれない。ただ、やはりですね教員出身の鈴木薫教育長が、任命されたということに対しては、やっぱりそのや期待される役割だとかってのがあると思います。そして、それが学校組織を育てていくことなのかなと私は思うんですけども、先ほど言った北村先生のもですね教員管理職研修アップデート講座という本があります。図書館にはないです。ぜひねご覧頂きたいと思うんですけども、そういう中で名寄市教育委員会の実践例というのが出てまして、スクールリーダーというですねそういうような概念という考え方があって、それについてのご存じかもしれませんが、名寄の岸教育長、岸小夜子教育長もですねたまさか旭川学校法人で評議員やっていると、常任理事ということですね、つながり合って今回一般質問もこういう話すると思っておりますっていうことをアドバイスもらってるんですけども、不易流行ということですね、先生は、教育長は、ホームページの上できちんと掲載してですね、自分の考え方を市民に伝えたいということとやっております。それは令和8年の中央教育審議会の中でのフレーズから出てるようなんですが、ご存じかと思えます。ただそれですね不易流行どのようにですね、必要性というか考えて、もしご賛同するお考えがあるんでしたら、どのような意味でどうやって取り組んでいきたいか、お考えを改めて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木 薫君) ご指摘のとおり、不易流行という言葉ですけども、昨今、教育界でも結構使われるようになりました。自分の認識としては、いつ頃でしょうか。ICT機器あたりが入ってきたときに、とにかくICT機器を子どもたちに教える必要があると。要は、子ども

私たちは将来を生きるわけですから、新しいものをどんどん子どもたちに教えていく必要があるということで、代表はICTになります。例えばSDGsの考え方もそうですし、今でいけば、生成AIですか、それなんかも課題になっています。そういうのを新しいものを子どもにどんどん教えていく必要があるという、そこも確かに、それはいわゆる流行という考え方ですが、それに対して不易ってというのは、時代が変わっても変わっても、変わるべきじゃないもの。変わってはいけないもの、そんなような考え方かなと。代表で言うと、例えば道徳だったり、それから、日本のいろいろな伝統だったり、そういうものかと思います。そうやって考えたときに、何ていうんですかね、私個人としてはどっちをとるかとかではなくって、やっぱり大事なベースは不易なのかなと。不易にも、大事にした上で、その上で流行を追っていくというような、そういう考え方が正しいのかなという風に思っていますし、新しいものを取り入れるとき、それも大事なことですけどもやっぱりそのベースの不易の部分なのか、そこをまず大事にしてからのスタートが望ましいんじゃないかなって個人的には思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。答弁書というかね、何もペーパー見ないでずっと答弁されてるみたいですね、旭川の教育界の中で頑張っておられた先生だなという風に。それで、福祉教育についてですね、伺います。10月19日にパラスポーツの体験会とタウンウォッチング、教育長と副町長も、お越し頂いて、たまたま実行委員長やってたもんですから、それではお会いできなくて残念だったんですけども、どのような印象を持たれたかですね、簡単で結構です。伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木 薫君) 第一印象は、驚きました。私もこれ何でしたっけ、車椅子、何種類か乗ったんですけども、全然真つすぐ進まない。ぐるっと回って何秒になるかっていうのもやっただんですけども、もうちょっと、もうちょっと自分ではできるのかなって思ってたんですけども、ところが、それを使いこなせる人たちはもうびっくりするぐらい、それを見て、大変驚きました。で、特に感じたのは、昔は、例えば、車椅子の方は、何ていうんでしょうか、かわりにやってあげようとか、後ろを押して助けてあげようとか、何かそういう障がい者の方は、助けてあげようというそういうような何か認識を昔は持っていたんですが、やっぱり今回見て、いやそうじゃないんだなあ。みんな同じにできるんだなあ。で、考えたら、いろんな障がいがあっても、普通の人とどうやったら同じにできるようになるんだっていうことをやっぱり考えていく必要があるなって。それは実は学校現場の答弁でも書きましたが、合理的配慮と全く同じ趣旨だなんていう、それを何か改めて感じたのと、特にその車椅子のいろんな協議の、それ

なんかはもう何か本当に、びっくりするぐらい上手で、感動したというか、個人的にはそうやって合理的配慮をやったりすごく大事なんだなっていうのを改めて実感させていただける、貴重な時間でした。はい。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) それでは質問変えます。町長お願いします。今の福祉のまちづくりの流れなんですけれども、これ美瑛高校の生徒も一生懸命関わってくれました。それでですね別な日にも改めてやっていただきました。こういうようなですね企画、また本当にユニバーサルマースやいろんなこう取組必要になってくると思いますけれども、2月3月にまたイベントです。ね。こういうような事業をやっていこうと思ってるんですけれども、今後ですね、こういう町ですね、いろいろ団体と協力してやっていく必要があるかと思います。今回は本当に役場組織、保健福祉課に相談したら、今度建設水道課に行きまして、建設水道課から今度もまた、まちづくりがいろいろですね話が、何て言いますかね、共有しながら、いい取組だったかと思えます。今後どういう風にまた、町のほうです。ね、お考え頂けるものなのか、伺いたいと思えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この10月に行われました町民参加型のタウンウォッチングにつきまして、私ちょっと所用がありまして参加することができなくて大変残念でありましたけれども、様子を伺いますと、もちろん、民間団体の方々の視点を踏まえた中での実りある6時位、事業実施ができているという風に報告を頂いているところでございます。ご指摘頂きましたように、町内のバリアフリー化、ユニバーサルマース等々におきましては、民間事業者の皆さまの視点、障がいのある方等の当事者はもちろんでございますけど、民間事業者の方々のならでの視点というのは大変重要であると考えておりますので、今後におきましてもNPO、民間団体、様々な方々が自主的に行っていただける事業でございますので、大変感謝をしつつ、や行政といたしましても、連帯をし、一緒になって活動を取り進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。それではですね質問を変えて公衆衛生、水洗化の質問について移ります。答弁の中で当初から整備された方々との公平性に疑問が生じるという答弁がありました。形式的な公平性という風に私は理解するんですけれども、私の政治理念は誰1人取り残さない町政の実現ですので、こだわらせていただくと。真の公平性とは一律の扱いではなく、経済的または物理的にですね、衛生的な環境の享受を現在もつながっていな

い方々に対して、必要な支援を届けることではないかと。その認識の上でですね、これ当然町長も条例読まれて、規則も読まれて臨まれてるかと思いますけれども、既存の貸付け制度についての条例はですね、昭和60年です。プラザ合意前ですね、例えば定期預金が5.5%、長期のプライムレートが7%後半のそれで今回の貸付けの条例は、利率が8%以内となっております。それで連帯保証人を2名つけなきゃならないと規則にうたってます。それで償還期間が4年、最長で4年。それが果たしてですね、現在も経済的に難しい、設置はできない方々が、そのような条例の中で果たしてですね、条例を活用することができるのか、その認識をまず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘頂きました。いくつか分けて考えなければいけないのかなということをご指摘頂きながら今感じたところでございます。まず一つは、条例規則が時代に合っているかどうかという観点。この観点からの条例規則等の見直しというものは、やはり今回の対象の当該の条例にかかわらず、常に見直しを図っていかなければならないなということは、改めて今認識をさせていただいたところでございます。そして水洗化を望むかどうかあるいは進めるかどうかでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、今現に水洗化を進めていらっしゃる方につきましては例えば、今後近いときに、近いうちに住宅、建物の建て替えを予定していると、今現に行ってしまうとはそれが二重になってしまう等々、個別の個々の方々のご事情があるかなと思います。資金面でということも当然あるかと思えますけれども、そのような方々に対しまして水洗化のメリットというものを引き続き、ご説明をさせていただきたいと存じますけれども、水洗化を進めるかどうかにつきましては、まずそう望むのかどうかというところの町民の皆さまの意思の確認というものを引き続きさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 頂きました。恐らくですね、もうこの役場庁舎からすぐ見えるところの方から私、こういう話があるんだということで頂いてるんですよ。そして、恐らく町としてはもうある程度達成してるんで、そこまで手つけなくてもいいんじゃないかという認識だったかもしれません。ただ昭和48年の建設事務次官通達というのがあってですね、それは生活扶助者例えば生活保護者に対してもそうです。やはりきちんとですね、公平性にきちんとその享受を受けるためにどうしたらいいかという、そういう政策的なですね、公平性を考えた上で、国も行ってるわけですから。やはりその辺りはですねちょっとこの周知だけってということよりは、具体的にどのような条例にしていくかってその辺も考える必要があるのかなという風に考

えましたので、今回取上げさせていただきました。改めて認識を伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 水洗化を望まれているけれども、様々な状況により理由によりまして、望んでいるけどできないんだという方でございましたら、それは当然、行政としてもご相談に応じなければなりませんし、どうすれば、そのような方々の水洗化が実現できるのかということを進めてまいらないといけないと考えております。その中で条例の中の文言、規則の中の数値等の在り方について、そこを改めることによりまして水洗化が実現するというものでありますら、その方向性で進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 頂きました。それは最後の質問にします。11月、私は茨城県境町というところにですね、行きました。それで町長のその公約であったこの中心市街地活性化整備事業等いろいろですね、参考になることもあったんですけども、まず町長、残り時間6分ですけども、あと1時間ぐらい欲しいんですけどね。公約として掲げたものが、任期中、なかなか今発揮してない、そういうのがあります。その認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 公約として可決させていただき、これを進めますと町民の皆さまとお約束をさせていただいたことが進んでいないということの現状におきましては、大変申し訳ない思いでいっぱいでございますし、私自身も、このこと責任をどのようにとっていくのかということは常に考えているところでございます。一方でまだ任期終わってるわけではございません。また、中心市街地活性化のこれまでのご協議の中で様々な本当に貴重なご意見を頂きましたので、そのご意見をいかに実現していくのかということについて、最善を尽くしていくこと。それが今私に課せられている任務であるという風に認識をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。今ね課せられた使命ということでですね、後押ししたいというところもあるんですけど、茨城県境町に行ってますね、これだけ私言いたかった、残り5分で。ぜひやっていただきたいのがですね、3番目のところで、投資と整備の好循環というところなんですよ。茨城県境町何もなくていいところなんですよね。何もなくていいけどふるさと納税99億8,000万、100億近くなると。そこではですね、ふるさと納税の返礼品のための工場をつくって、それを1年で回収してですね、さらにふるさと納税伸ばすと。そんな

ことをやっています。それで、私が、何て言うんすかね。思い描いた、ちょうどその時、境町ってその時にガイアの夜明けというテレビを見てですね、これは私天啓に打たれたなと思ったのが、天啓は、天国の天に、谷啓の啓で天啓。天啓に打たれたのがありましてですね、美瑛産小麦を使った冷凍のベーグルなりクロワッサンをですね、スタイルブレッドというところが販売しています。年間36億。フランスのホテルにも、販売したりだとかってそういうですね、小麦の何ていうんすか複合施設のようなものですね。中心市街地につけて総工費20億ぐらいですね、年末大盛況でちょっと大きな風呂敷広げますけれども、ただこれ2月の6日にですねふるさと財団の末宗徹郎理事長、また地方創生推進事務局長だった市川篤志元地方創生事務局長ですね、美瑛町に来ます。それをそれぞれ有効に活用することでですね、45%ふるさと財団、残りは、あれですよ。今2兆円出てる重点支援地方交付金のだから、ごめんなさい。重点支援じゃないや。第2世代の交付金というのありますよね。現時点の後継の。あの後継の55%使ってですね、できないかなと。それで観光振興にもつなげる。美瑛町の農業の振興にもつなげる。そしてなおかつ子どもたちもですね、美瑛の農業を学ぶVRのそういう技術も発達しますからね、農村農業の立入禁止をうたいながら、そういう何て言うのかな。これをゴーグルつけてヘッドレスをつけて、そういう風なですね、ことを、やっていくことが、財源さえなければあればですね、できるんじゃないかと。それしっかり民間にやってもらおうと。そうしたら公共施設のあれから外れますんでね。そういうことであって、中心市街地または既存の建物の中でやるのもあるかもしれませんが、そういうですね、大きな夢を描いてですねいけるようなものを、町長にはぜひですね、任期中にしっかりと打ち出させていただいて、2月の6日金曜日、議会でもその講演会やります。末宗先生と市川先生ですね講演会ありますので、職員皆さんも参加していただいて、こういうですね、貴重なタイミングに、もちろん役場に持ってまいりますから、町長もしっかり会っていただいてですね、そういう国の財源なり、そういう制度を使って、上手にですね、こういうグランドデザインをいま一度描いていただきたいと。空振三振ありだと思います。ただ、やっぱりツーアウトと、スリーアウトになったらチェンジということもあり、ありますのでね。ゲームセットでもありますから、やっぱり任期中はしっかり取り組んで頂いてですね、グランドビジョンを出していただきたいと、そういう風に考えてますので、決意表明も含めて、残りの2分でしっかりとですね、ちょっとネクタイかぶって私ちょっと残念だったんですが、エンジにしようかと思ったんですけど、ちょっと何か私青にしようかなと思って、赤にしちゃってちょっと失配してますけど。冗談さておき、あと1分になりました。決意表明をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 私も今日はネクタイは、赤か青か迷った。赤を選んで行ったら僕一緒だ

なと思って拝見をしておりました。ある意味での非常に背中を押していただける、心強いご質問を頂きまして感謝を申し上げます。小さい、小さいといいますが個別のことでいきますと加工施設、工場というものが、美瑛町本当に必要であるということは全く同感でございます。すばらしい品質の一次産品、多々ある中で、それをより付加価値を高めていくのは、2次の加工であるということで、加工施設の誘致というものはこれまでも力を入れて取り組んでまいりました。そして、ピンポイントの小麦でございますけれども、小麦の加工確保に関するところも、これまでもノウハウのある企業と交渉をずっと続けてきておりますけれども、企業側の理由もありまして、なかなか思うように進んでいないということが現時点でございます。でございますので、小麦の面でいきますと違う企業体、議員の方々に、相談をさせていただきまして是非美瑛の中で小麦を中心とした、製粉ですけども、製粉のみならず、食育にも生きていくような、小麦から農業全体を学べるようなそういうような、施設ができないかということは、個別具体的に今交渉をしている最中でございます。ただ、まだ皆さまに詳しくご説明できるまで、事業化プランが進んでいないので、現時点ではここまでしかお話しできる内容はございませんけれども、進めているところでございます。で、それを含めまして、そのような美瑛の町をどう描いていくのかということのご質問でございます。大きくは総合計画がもちろんございますので、総合計画に沿った形のまちづくりを進めてまいりますけれども、それを先ほどの1回目のご質問にありましたとおり、それをより分かりやすく伝えやすく伝えるようにという趣旨のご質問であろうことだと受け止めております。町民の皆さまが、この町で引き続き、いつまでも住み続けていらっしゃりたいと思っていただけるような、そういうまちづくり。そのためには、夢とか希望がこの町になれば、そういうふうに思っただくことはできないと考えております。中心市街地のみならず、この町を今後どのようにつくっていくのかということにつきまして、総合計画を踏まえた上で分かりやすい形で我々ここを目指すんだというビジョンというものを分かりやすく示す、どのように示していくのかちょっとご相談またさせていただきますけれども、必ずや、分かりやすいグランドデザインビジョンを示してまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） これで、6番議員の質問を終わります。

次に、7番、白石久代議員。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

（7番 白石 久代議員 登壇）

○7番（白石久代議員） おはようございます。三つ質問させていただくのははじめてでございます。よろしくお願いたします。番号7番、白石久代。質問方式、時間制限方式、質問事項1、行政懇談会タウンミーティングの開催を。近郊の東川町では、かつての旭川電気軌道の駅

跡を中心とする再開発が構想されており、町長が町民の意見を聴くタウンミーティングが、本年7月に6回、8月に2回開かれています。この計画についての意見を徴収するために構成された町民26名からなる委員会があるにも関わらず、もっと広く町民の希望を反映していくために行われているそうです。

本町では、まちづくり委員会があり、そのメンバーの意見をもって町民の声を聴いたとする場合がありますが、町民が納得して協力したくなる事業とするためには、意見交換を重ねることが必要と考えます。

特に、事業説明の時期が重要です。すでに計画が進んでいる事業の場合、町民からの意見に対しては、あまり聞き入れず説得することに終始し、町民は納得できず、官民協働の町づくりのモチベーションを下げることにもつながると思います。

大きな事業については構想段階でのタウンミーティングを開催し、町長が直接、積極的に町民の意見を聴くべきと思うが、町長の考えを伺います。

質問事項2、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会解散に伴う丘のまち交流館ビ・エールについて。質問の要旨、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会（以下、活性化協会という。）は、美瑛ブランドの拡大や中心市街地の賑わいづくりのため、平成24年に設立され、これまで地域の活性化に寄与してきましたが、その役割を終えたとして本年6月をもって解散されました。現在、丘のまち交流館ビ・エールは変わりなく運営されていますが、今後の運営形態によっては、町と町民にとってマイナスの要素も考えられるので、次の4点伺います。

（1）どのような政策判断で、活性化協会の解散を決めたのか。

（2）指定管理者の応募がなかったことで、施設運営のあり方に、どのような影響があると考えるか。

（3）活性化協会が行っていた業務を現在は役場職員が担当しているが、職員の負担があまりにも大きいのではないか。

（4）1階のギャラリーは、文化芸術の発信スポットでもあるが、今後の使用料についてはどのように考えているのか。

質問事項3、美瑛駅横公共駐車場について。質問の要旨、美瑛駅の南側駐車場は広くて便利だったが、今では観光バス4台分のスペース確保のため、町民が駐車できる部分が狭くなっています。駅の南側には、公共の駐車場が少なく、商店や飲食店を利用する際に、観光シーズンには遠くの駐車場に停めざるを得ない状況です。観光バスについては、道の駅びえい丘のくらより北側の広い駐車場を使用してもらうべきです。市街地の公共駐車場は、通過型のバス観光客のためではなく、町民の利便性が最優先に考えられるべきと思うが、町長はどう考えるか。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 7番、白石議員さんからの3項目にわたります。ご質問に対して答弁を申し上げます。まず、質問事項1点目、行政懇談会、タウンミーティングの開催をについてお答えをいたします。令和5年度から運用している自治基本条例では、町民主体の自治を進めるために、町民・議会・行政がそれぞれの役割を果たすことを定めています。議会及び行政におきましては、広く町民の皆さまの御意見をお伺いし、その意思を町政に反映することを基本としております。また、町民の皆さまが町政に参加する機会を保障することも、重要な柱として位置づけているところです。具体的には、まちづくり総合計画の基本構想や基本計画を始め、各施策の基本となる計画の策定・見直し、さらには政策に関する基本的な方針、条例の制定・改正など、町政運営における重要な事項につきまして、町民参加を求めることとしております。

町民参加の手法といたしましては、まちづくり委員会などの各種審議会の開催を始め、意見交換会の開催、パブリックコメントの実施、さらにはアンケート調査など、多様な手法を用いて町民の皆さまの御意見をお伺いしているところです。議員御指摘のタウンミーティングにつきましては、これらのうち意見交換会に位置づけられるものと考えております。本町におきましては、これまでも構想段階から意見交換会を実施し、広く町民の皆さまの御意見をお伺いしてきたところです。

また、そのほかにも、町内の各種団体と町長がまちの将来について意見を交わす、びえい未来トークの開催を始め、町民の皆さまから企画や御意見を広く募集する取組、さらには町民自らが主体となって進めるまちづくり活動を支援するみんなのまちづくり施策など、多様な施策を実施しているところです。

これらの取組を通じて、町民の皆さまの声を町政へ反映していくため、引き続き町民参加の一層の推進に努めてまいりますので、今後とも、町民の皆さま並びに議会の皆さまの御協力をお願いいたします。

2点目、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会解散に伴う、丘のまち交流館ビ・エールについてお答えをいたします。丘のまち交流館ビ・エールは、地域文化の創造及び交流の活性化を目的として平成27年に開設され、本年で10年目の節目を迎えております。

開設以来、町民の皆さまの作品発表やサークル活動、各種講座やイベントの開催、さらには観光で訪れる多くの方々の憩いと情報発信の場として、地域内外の人々が出会い、つながる拠点としての役割を担ってまいりました。施設の管理運営につきましては、開設当初から指定管理者制度を活用しており、本年6月に一般財団法人丘のまちびえい活性化協会(以下、活性化協会)が解散されるまで、同協会が指定管理者として管理運営に当たってきたところであります。

す。

1点目につきましては、活性化協会は平成24年度の設立から10年以上が経過する中で、同協会が担ってきた事業を、行政や他団体が実施することにより、より効果的・効率的な業務執行が見込まれるとの整理が行われました。このことから、設立時の目的は既に達成されたものと判断され、理事会及び評議員会において、令和7年6月30日までを存続期間とすることが承認され、同日をもって解散されることとなりました。

2点目につきましては、本年5月に次期の指定管理に向け、丘のまち交流館ビ・エールの指定管理者の募集を行いました。応募事業者はなく、結果として指定管理者を指定することができませんでした。このため、当面の措置として町が直営で管理運営を行うこととし、会計年度任用職員1人を採用の上、商工観光交流課職員と業務を分担しながら、施設の開館や利用調整、ギャラリー対応等を行っているところであります。

3点目につきましては、従前と変わらない管理運営に努めておりますが、日々の除雪作業や土日・祝日の機器の故障対応等に時間を要する場合もあり、職員の負担が大きくなっている状況であることから、改めて指定管理者の募集について検討を進めているところです。

4点目につきましては、1階のギャラリーは、町民の皆さまの発表の場や文化芸術に触れる場として重要なスペースだと認識しております。使用料につきましては、令和6年に減免率の見直しを行ったところであり、今後も近隣ギャラリーの料金水準や減免制度の動向、利用件数や利用者の属性、展示内容等を注視しながら、文化芸術の振興と利用しやすさ、そして受益と負担のバランスが適切に保たれる料金体系となるよう、必要に応じて見直しを行いながら運用してまいります。

質問事項3点目の美瑛駅横公共駐車場についてお答えをいたします。公共駐車場は、町民の皆さまはもとより、仕事や観光で来訪される方々の利便性向上や中心市街地における交通の円滑化を目的として設置しております。

駅前広場の南側に隣接する境町の公共駐車場には、乗用車31台分と大型バス4台分の駐車ますを設けておりますが、市街地の中心に位置していることから、多くの方に御利用いただいているところです。

整備当初、北海道が所管する駅前広場には大型バス用4台分の駐車ますがあり、当該公共駐車場は乗用車のみを対象として整備されておりました。その後、観光需要の高まりに伴い、大型バスの乗り入れが増加したことから、平成24年度に駅前広場と当該公共駐車場を接続する道路を整備し、乗用車用の駐車ますの一部を転用することで、大型バス4台分の駐車ますを新設しております。近年では、インバウンド観光が好調であることから、季節を問わず大型バスの駐車が増加しており、駅前商店街を利用される町民の方々が駐車できず、目的地から離れた場所に駐車せざるを得ない事例が生じていると認識しております。

駅前周辺におきましては、これらの駐車場に加え、道の駅の北側に位置する中町の線路沿いにも大型バス用3台分の駐車帯を設けておりますが、周辺の乗用車の駐車状況や乗降の利便性の観点から、駅前の駐車場に利用が集中し、その結果として混雑を招き、全体としての利便性が損なわれている状況にあるものと考えております。

議員御指摘の課題を踏まえ、商工会や観光協会等を通じて利用実態を改めて確認するとともに、駅前広場を管理する北海道と協議を進めながら、近隣の公共駐車場への分散利用を促す案内や誘導等のソフト施策、並びに駐車ますの増設や更なるレイアウトの工夫等による物理的な受け皿の拡充といったハード施策など、過度な投資を行うことなく、実情に即した効果的な対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） それでは質問事項1番目から7番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） 7番、白石です。答弁頂きました。まず東川町ですが、余り比較したくはないんですが東川町とは。美瑛は美瑛でいいと思います。町長も、役場の職員さんも非常によく、時間外労働もしながら、よくやってくださっていると、私も議員になってから、それを知りました。再質問させていただきますが、この例に挙げた東川町では、7回に6回いろいろな地区で地区を変えてタウンミーティングを開催し、自分の地域外の会場にも参加できるので、中には複数回参加した方もいるようです。今回の私の質問に対しての町長の答弁は、このように解釈しました。どの事業に関しても町民の意見は十分に聞いている。意見交換も十分にしている。議会への説明やまちづくり委員会でも複数回説明した。東川町よりも、町民の声は聞いているから、これ以上やらないという認識でよろしかったでしょうか。お聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） いや、決してそんなことはなく、町民の皆さま議会の皆さまのお声を聞いていくというのは本当に大事なことでおと思っています。であるからこそ、自治基本条例も制定をさせていただいたところでございます。町民の声が実現できる反映される、そういう行政を目指すという私の基本なもちろん最も基本的なところとしておと思っていますので、現状の制度、やり方に満足しているわけではなくて、より一層、町民の皆さまのお声を拝聴するにはどのようにしていけばいいのかということは、さらに工夫を重ねてまいりたいとおと思っています。現状、全てこれでいいということは決して私自身おと思っていますわけではない。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） 7番です。うれしい答弁を頂きました。町民が求めていることは、話し合う姿勢だと思います。聞く姿勢がなければ、中には、口うるさい町民も、私の周辺に多いんですが、いるので、言ってほしいかと思いますが、しかしそのような意見というのは、全く政治に美瑛の町政に興味がない人よりは私は価値がある意見だと思いますが、どう考えられますか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 全く同感でございます。行政としてこういう方向で進めたいんだというところが仮にあったとして、それに対して反対するご意見というものが、当然、出てこようかと思えます。そのことはもう本当に真摯に受け止めて、どのような意図、主旨でそういう反対という、反対意見であれば、どうしてそのようなご意見になるのかということを考えさせていただき大変貴重な機会であると思えますので、賛成であれ反対であれ、町民の皆さまがお声を上げていただく届けていただくということは、どちらの立場にとってのご意見であっても大変重要であると受け止めているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） お答え頂きました。7番です。庁内の委員会や審議会というのは幾つかあるんですけども、以前に比べるとかなりホームページで議事録が公開されるようになって私も時々読んで、すばらしいことだと思います。ただ、ホームページに載るのが少し遅いので、これ早めていただきたい希望もありますし、町民コメントの、町民コメントをされ実施されても、意見が少ないというのも時々見受られます。いろんな人に聞いてみると、話はできるけど、文章が書けないという方も中にはいて、それも配慮していただきたいと思えます。ところで、こういう風に言った方が私の知り合いにいますけども、美瑛町民は、声が反映された成功体験が少ないんじゃないかと。実現した体験がない場合、願望がですね希望が実現した体験がない場合、大人でも子どもでも、それが長く続くと、人の心には、諦めや人任せの気持ちしか残りません。先ほど申し上げました役場業務大変だと思いますが、官民協働の作業というのは、これでいいということはなく、常に進化し続けてほしいので、今後も努力をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 委員会、審議会等の議事録の公開につきましても自治基本条例での制定以降、きっちりと公開していこうという流れの中で、より丁寧に進めているところでございます。掲載までの期間が空いているという御指摘、これは真摯に受け止めて、各担当課におきまして、なるべく速やかに公開できるよう、今後とも作業を進めてまいりたいと思えます。

パブコメの関係でございますか、こちら、私どもも思うところございまして、これまでどおりの形でパブリックコメントをとってきておりますけれども、なかなか御回答数が少なかった理由ですとか、一部に非常に過激な御意見というよりは、それを超えたような表現を使われるような方もございまして、このような形での、町民意見の聴取の方法でいいのかなというところを何か工夫はできないかなというところを考え始めているところでございます。その中で今御指摘頂きました、文書じゃなくて、話し言葉で伝えたほうが伝えやすいんだというようなお声がありでございますので、より一層、対話型の町民意見の聴取方法というものの、御質問の趣旨そのものでございますけれども、対話型で町民の皆さまからご意見を頂くその機会をつくってまいりたいと考えております。成功体験のことでございますけれども、成功しないことはないかなと思っておりますけれども、町民提案事業等々もございましてその中で頂いたものを実現してまいったところもございまして、より一層、多くの御提案を頂き、共に考え、実施に向けて調整をさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。次の2項目めの活性化協会の再質問させていただきます。町の状況が示された令和6年度美瑛町町政要覧という資料があるのですが、この資料の7頁、商工業の中にビ・エールは、施設を利用した催しの開催、魅力ある多彩な展示による集客、美瑛ブランドの創出等に取り組んでいますと書いてあります。令和6年度当初、これが、これを出されているということはこの時点では活性化協会の解散は決まっていなかったという認識でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 当初、令和6年度当初という、当初ということでございますと、活性化協会の会社はまだ決まっていなかったというところでございます。ただ、印刷物でございますので、その時の書いた、その文章を変えた時期がいつなのか、また、活性化協会の扱いにつきましてもこれも長く議論を進めてきたところでございますので、どこかで並行した時期があるのかもしれませんが、端的に令和6年度当初時点で、活性化協会解散するかどうかというお尋ねでございましたら、明確に解散するとは決まっていなかったとさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 白石です。答弁頂きました。次に、活性化協会設立時の目的は既に達成された、達成されたと判断し、解散を決定したとの答弁ですが、当時の職員たちは、退職勧奨、当時の職員たちが退職勧奨し、解散した後、業務に支障が出てきたので、会計年度職員を

採用したという流れは、町民から何してるのって私に聞かれたんですけど、これは、活性化協会は、役割を終えたのではなく、私が思うに担っていた部門を役場に返し、事業が減ったので役割を終えたという理由づけになってはいないかと思いました。役割を終えたのではなく、町が活性化協会を有効に活用できなかったのではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 活性化協会発足のときの定款になってから、定款に定めた事業が当然ございまして、事業を実施してきたところでございますけれども、そのうち時代時々の要請などにも応じまして、当初想定して定款で想定した事業を超えるといいますか外れるとは言いませんが、より幅の広い様々な業務が、活性化協会が担っていただけるような形になってまいりました。その中で、様々な業務が広がりを見せる中で、この業務は、ここと一緒にやったほうがいいこの業務は、こことくっつけたほうがより効率的であるというような中で、また業務の再編、再編といいますか整理が進んできたところで、最終的に活性化協会の解散前の段階に至ったときに、業務整理を行ってよりいいやりやすい体制を組んできた中で、一定のこれまで活性化協会が役割を果たしてきた部分というのは、役割を完結した。全うしたというような状態になったという風に考えております。決して順序が逆で、解散するために業務をほかの部門に降ったとか割り振ったというようなわけではございませんで、前の本当に時代の成り行きの中で、それぞれの業務がほかの部分で担うところのほうがより効果的効率的であるという中で組織が小さくなってきたという風に受け止めているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番です。答弁頂きました。2項目めの再質問をさせていただきます。二つ目の再質問させていただきます。指定管理者が決まらなかったのですが、その想定はされていましてでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 指定管理、活性化協会の解散後、丘のまち交流館ビ・エールにつきましては、指定管理によって、運営を担っていただこうと考えておりましたので、指定管理に至らなかったというのは想定をしてございました。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番です。想定していなかったということですが、本年4月18日の議員協議会にて、商工観光課からの説明の後、桑谷議員が、指定管理者の応募が1件もなかつ

たらどうするのかという質疑をしております。なので、担当課長は聞いているはずですが。指定管理者が決まらなかったことも想定して、二、三年の猶予をもって解散につなげるという選択肢がなかったのか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 指定管理を、で運営をしていこうというところのは、想定してるとか決めていたといいますか、お願いしたいと思っていたところですので、当然指定管理者お願いしようというところではございますけれども、これはビ・エールのみならず、全ての指定管理に関するところ、ほかもそうですけれども、応募してみただけで応募がなかったらどうしようという、その想定というものは、どのような局面であっても、しているところではございます。そういう意味で、この当該の個別のビ・エールの指定管理の公募するけれども、なかった場合どうするかという、最悪の想定というのは担当課としては、当然、頭の中に入れて想定はしていたと思いますけれども、はじめから指定管理なかったらじゃこうしようというようなところではなくて、やはり指定管理を主に柱として、次の運営を担っていただくという風には考えておりました。

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番です。答弁頂きました。私はよくビ・エールを利用させてもらっているので、当時の職員さん、あと、働く女性たちとよく雑談させてもらったんですが、途中から、ビ・エールってなくなるのっていう声も聞き、私は詳しいことは分からないので何とも答えられなかったんですが、元の職員たちもそうだし、二階で働く女性たちや、掃除のパートさんにも、仕事がなくなるかもしれないという不安の声を聞いておりました。なので、せめて途中の検討段階での説明であるとか、あと数年かけて段階的に縮小するとかという検討はなされなかったのか、お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 活性化協会のその時の働いていらっしゃる方々、また労務体系等につきましては、活性化協会の理事会及び評議員会での決定によって今の姿に至っておられますので、私は活性化協会の役員でもございましたので、答えることはできますけれども、一応この場、議会の場で町長の立場としましては、他団体の理事会評議員会の決定でございますので、深入りはしないほうが望ましいのかなと思ってございます。その上でございますけれども、活性化協会の解散といいますか、今後の在り方というものにつきましては、議会でも、ただ説明をさせていただきましてけれども、活性化委員会、活性化協会、観光協会、そして物産公社、この三つの組織について、再編できないかというような議論の中で、長く議論を進めてきたところで

ございます。長い議論の結果といたしまして、活性化協会というのだけを見ると活性化協会解散に至ったわけでございますけれども、これは早急に行ったというよりは、議論をさせていただき、そして、そのときの職員の皆さまとも当然、活性化協会と職員の間では、真摯な話し合いを行った上での理事会評議員会の決定に至っているという風に理解しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番です。答弁頂きました。(3)の役場職員の負担については、理解、答弁により理解頂いていると感じ、また、先週議員協議会において今後の予定も示されましたので、特に一般質問はございません。4項目めの利用料金について再質問させていただきます。今後指定管理者がビ・エールを管理するようになれば、その組織は当然利益を上げなくてはならないと思います。これまでの無料であったり、町民の減免などの制度が、変わる可能性があり、町民サービスの低下につながると思いますが、町長は何か、対処法を考えていらっしゃるでしょうか。お聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ただいま役場内におきまして、ビ・エールのみならず、あらゆる公共施設の利用料、使用料の在り方について、見直しを図っているところでございます。一つには行財政改革の観点から、この部分を進めているところでございます。そのような中でこのビ・エール指定管理などで利益を上げていこうという動きが出てくるのは当然だと思いますけれども、公共的な性格のある施設でございますので、その利用料、使用料の額の在り方については、どういうものが適切なのかということは、議論されると思ってございますので、一般論でございますけれども、無料である。ただであるということが、すなわちサービスが行き届いているということではないと私は思っております。応分の負担を頂く、また、施設維持には費用もかかっていくものでございますので、納得頂けるご負担を頂くというのがこれからの公共施設の運営の在り方ではないかなという風に考えております。そのような視点から、ビ・エールを含めまして町内公共施設の利用料使用料の在り方について、さらに検討を深めさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。答弁頂きました。最後になりますが、町長が進められているスクラップアンドビルドを見ると、これは財政健全化のためにも必要なことと私も理解しております。賛同しております。しかしながら、人材ですね、人のスクラップアンドビル

ドはあってはならないと思います。人間関係は、一度崩れると取り戻すことは難しいのです。ほとんど不可能です。事業の変更に伴って、ときには良き人材を失う可能性も中にはあるかもしれないので、より丁寧な説明と本人の納得。これが必要だと思いますので、今後とも、丁寧な説明をに努力していただけるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 角和町長。

○議長(野村祐司議員) 何事を行うにしましても、何より大事なのはそれを担っていただける人であり、いい人材であると、こういう風に思っております。事業のスクラップアンドビルド。これは不可欠でございますけれども、人担っていただいている方々の思いというのは本当に大切でございますので、これまで軽んじてきているつもりはございませんけれども、今後ともより一層、丁寧なコミュニケーションを図りながら、ご納得頂けるような、配置が変わるとか、身分が変わるといったようなことがございましたら、より丁寧に本人のご納得頂けるような説明を尽くしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 答弁頂きました。では3番目の質問項目の質問の公共駐車場について再質問させていただきます。今回の私の質問は、本通りの事業事業者さんであるとか、町民や私の友人などからの要望でありました。私自身も停められずに困った経験もあります。北側の、駅の北側の9,000万円かけて整備した駐車場には、季節を問わずバスが一、二台しか見かけません。多分、より駅に近いところにバスは停めたいのだと思います。その気持ちは分かりますが、町民の利用を最優先にする言うなれば、美瑛町民ファースト、これを掲げていただきたいと思います。観光というのは、ご存じでしょうか。光を見ると書きますが、観光の意味は出かけた先の風景や歴史や文化、そしてそこに暮らす人々の光、つまり、笑顔を見るという意味です。美瑛町のオーバーツーリズムは国内外でかなり知れ渡っているんで、知れ渡っているんで逆にそれを利用して、美瑛町は、町民を大切にしている町民ファーストの町ですよというそういうアピールをすれば、むしろ町のイメージを上げることになるとと思いますが、町長はどうお考えですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) おっしゃるとおりであると思います。駐車場、今回この場所の駐車場を置いて、一般論で言いますと、観光産業というものはもちろん僕は大事であると思っております。観光を否定するものでも拒否するものではございません。ただ、その観光の魅力のもとである美瑛の景観ですとか、美瑛町の魅力というものは、ここに住んで暮らして日々生きて

活動している町民の方が豊かで安心して暮らせるまちであるということ、笑顔を持って毎日を暮らしているそういう町であるということが重要であると思います。そういう意味では、駐車場観光バスより地元を優先したほうがということは、私は同感でございます。町民の方の利便性を損ねてまで観光誘致をしていくということではなくて、町民の方が豊かに暮らせる、そのことを見て観光客もこの町はいい町だなと思ってもらえるようになるということが理想的な循環の姿であるという風に思っております。オーバーツーリズムの関係で、本当に多くのマスメディア関係で発信していただいております。面白おかしく扱われる場合も中にはないことはございませんけれども、美瑛町としてこういうことが困っている、地元の方々がこういうことでお困りだということ発信してもらおうということでは、意義のある報道であると思っておりますしそれをうまく我々としては使わせていただいて、よりいい美瑛の町民、美瑛のまちづくりに共感していただける方に美瑛の観光に訪れていただくというそういう流れをつくってまいりたいと思っております。コミュニケーションマークをつくるに当たりましたの、その中で文言として生きるが映えるという言葉をつくっていただきました。ここの町民が、皆さまが生きている、その姿が、多くの人に映えるですばらしいなと感じてもらえるのが美瑛町の観光の特色でございますので、より一層、町民の皆さまの利便性を優先するような第一に考えた、観光課また、地域振興の在り方というものを考えてまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） 7番、白石です。今の町長の答弁はもう全くそのとおりで、もう再質問し不要かなと思ったんですが、オーバーツーリズムに関してなんですけども、国や道のいろいろな補助金制度をよく見つけていただいて、対策、常に検討していただいているようなので、非常にありがたく評価もしております。しかしできることというのは今回の私の質問のように身近にあります。例えば今の申し上げた駐車場ですが、白線を引き直し、立札を立てるだけで解決しますというようなことがあるかもしれません。町長の答弁の中にもありました、過度な投資を行うことなく私も大いに賛成いたします。メディアに取上げられるような大きなことではなくていいのです。小さなことから、オーバーツーリズムの対策につなげていただきたいと思います。問題が多くて、町長はじめ役場の方大変だとは思いますが、今後ともよろしく、オーバーツーリズム対策と町民の暮らしを守ることにご尽力頂きたいと思いますが、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 励ましていただけるようなご質問に感謝を申し上げます。オーバーツーリズムと呼ばれる、一連の課題でございますけども、様々なスポット場所も違えば、課題の現

れ方も違いますので、それぞれ一つ一つに対応する形で、美瑛町職員一丸となって対応しているところでございます。引き続き、町民の皆さまの暮らしを守りつつ、しかし、美瑛町の産業、経済のために、観光を、理由を誘致していく観光を、美瑛町産業の振興に役立てていくという、両方の視点をともに言い忘れてはならないと考えております。投資のお話も頂きました。本当に有利な財源を見つけてくる形で、国も、道もだいが美瑛町に対して配慮していただいて、オーバーツーリズムにつきましては、予算の獲得はしやすい状況でございますので、そのような、国・道のお力も頂きながら、負担のない形で、町民と観光が両立した、美瑛町の在り方というものを、引き続き、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） これで7番議員の質問を終了します。7番議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩といたします。

休憩宣言（午前11時09分）

再開宣言（午前11時20分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、11番、谷本憲一議員。

（「はい」の声）

11番、谷本議員。

（11番 谷本 憲一議員 登壇）

○11番（谷本憲一議員） 番号11番、谷本憲一。質問方式、時間制限方式。質問事項、鳥獣被害防止対策について。質問の要旨、最近のニュースでは、毎日のように人の生活圏におけるクマの被害について報道されています。

本町においても郊外では、クマの出没情報は出ていますが、現状は幸いにも人的被害には及んでいません。

また、美瑛町鳥獣被害防止計画では、令和3年度被害面積が約100ヘクタール、被害額約9,800万円、令和5年度面積が約77ヘクタール、被害額約5,400万円と減少傾向にあり、猟友会や各関係機関の連携によるものと考えられます。

しかし、被害を最小限に食い止めるためには、関係機関の協力と合わせて電気牧柵等の防護対策が必要であり、今でも設置していますが、予算の関係から農家の要望に十分に対応しきれていないと思います。このまま続くと、条件の悪い農地の不耕作地が出てしまう状況となり、野生鳥獣がより人里に近づく恐れもあります。そこで、次の3点について伺います。

（1）令和7年度の鳥獣被害の状況について。

（2）猟友会への支援について。

（3）電気牧柵等の防護対策の支援について。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 11番、谷本議員さんからの質問項目、鳥獣被害防止対策についてお答えをいたします。本年は、全国的にクマによる人身被害等に関する報道も多く、依然としてクマ被害に対する関心が高い状況であるものと認識しております。町内におきましては、幸いにも人的被害には至っておりませんが、これは猟友会によるパトロールや捕獲活動、さらには農業者による電気柵等の被害防止対策の取組が、一定の成果を上げているものと考えております。

1点目につきましては、被害状況について、令和3年度と比較して令和5年度の被害面積及び被害額は一時減少したものの、令和6年度の農作物被害調査の結果では、被害面積が約230ヘクタール、被害額は約2億円と、令和3年度を上回る被害となっており、今後も継続して鳥獣被害対策に取り組む必要があるものと考えております。御質問の令和7年度の被害状況につきましては、今後、各地区の皆さまに対し調査を依頼する予定としており、現時点では被害の数値を把握していないところです。

2点目につきましては、有害鳥獣駆除経費の助成を始め、新規狩猟免許及び銃所持許可取得費用の一部助成などの支援を行っておりますが、駆除に必要となる弾薬等の資材費は年々高騰しており、猟友会の方々の負担が大きくなっているものと認識しております。本町の鳥獣被害対策は、猟友会の皆さまの御協力が必要不可欠でありますので、今後も引き続き柔軟な支援を継続してまいります。

3点目につきましては、野生鳥獣による農作物被害を最小限に抑えるためには、猟友会による有害駆除だけではなく、農業者の皆さまによる主体的な被害防止対策が非常に重要であることから、電気柵等を活用した物理的な被害防止対策に対して支援を行ってまいりました。

一方で、議員御指摘のとおり、支援が十分ではなく、それにより耕作放棄が生じることがあるとすれば、望ましいことではないと考えております。このため、鳥獣被害の続く農地につきましては、猟友会や有識者の皆さまから効果的な被害防止方法について助言を受けられる体制を整えるとともに、国や北海道の補助制度の活用も視野に入れつつ、限られた予算の中ではありますが、できる限り農業者の皆さまのニーズに沿った支援を進めてまいります。以上でございます。

○議長(野村祐司議員) 11番議員の再質問を認めます。

(「はい」の声)

11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。それでは再質問をさせていただきます。答弁書にも書かれていますが、令和6年度の被害面積は約230ヘクタール、被

害額は2億円と、増加傾向にあります。また美瑛町でのヒグマの有害駆除頭数は、令和5年度19頭、令和6年度9頭、令和7年度10月末時点では35頭となっており、確実に野生鳥獣の個体数は増えていると思います。北海道でも、幌加内町、北見市などで、ヒグマに対しての講習会が開催されました。美瑛町においても、基本的なルール、情報を町民に共有できるような講習会、セミナー等を開催してはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 被害軽減に向けた様々な、セミナー講習会というのは、有意義で当然あると思っておりますので、様々な機会を通じた普及活動に取り組んでまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁頂きました。今は猟友会、関係機関との協力により、食い止めていると思っております。ヒグマの生態系、またヒグマを定着させない基本的なルールを周知するということが重要だと思います。重ねて今の質問に伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 勉強する機会、講習会でセミナーを通じたという知識を得ていくということは当然大事であると思っております。重ねて、このような機会を有効に利用させていただきたいとご答弁を申し上げます。また、ヒグマの生態ですとか、市街地、心配する市街地にあらわれないようにするにはどうしていくのかということにつきましては、猟友会の皆さままた、我々役場職員につきましてもそのような知見というものが、今後ともますます重要となってまいりますので、そのような科学的なデータに基づくような知見を得る機会というものを増やしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) それでは次の質問に移らさせていただきます。美瑛町として、猟友会に対して助成援助を行っていることは認識をしております。ヒグマに限らず、野生鳥獣の有害駆除には大変危険を伴うことから、成果に対して適切な報酬を考えていただきたいと思います。町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどもご答弁申し上げましたけども、猟友会の皆さまの活動があつて

はじめて美瑛町の農業が、鳥獣による被害から守られているということでございます。猟友会の皆さまの活動は本当に尊いものでございますし、であるがために、その活動に対しまして、行政としてご支援をさせていただくということは、当然の感謝を込めてご支援するのは当然のことであると思っております。これまでも、猟友会の方々のご要望もお伺いしながら、どこの部分に支援をさせていただければ、より動きやすい活動、しやすい環境になるのかということ、相互話し合いをさせていただきながら、支援策について、決めさせていただいております。単価を上げていくということも都度行っているところでございます。今後とも、猟友会の皆さまの御要望をよく聞かせていただく中で、活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 答弁を頂きました。ここで関連する記事がありますので、お話をさせていただきます。12月6日の農業新聞から、まず見出しですけれども、出没急増財源足らず、ふるさと納税で対策という見出しです。記事の始まりが、全国でクマ被害が相次ぎ、ふるさと納税を活用して捕獲や駆除、農作物の食害防止等を行った対策費用を確保する自治体が増えている。出没が急増して、必要経費が膨らみ、財源不足になっていることが背景にある。実例といたしましては、山形県鶴岡市では、12月20日、クマ対策として、ふるさと納税の寄附の受け付けを始める。返礼品なしの1口2,000円から、猟友会の活動経費や、箱穴、電気柵の設置に活用する。もう一つの実例は、秋田県にかほ市では、一口2,000円から寄附を募り、うち1,000円を事業に充てる。返礼品として県産のお米を送るプランも用意してある。記事の最後にはですね、ふるさと納税ポータルサイトさとふるは、寄附を募る自治体を紹介する特集ページを作成。岩手、宮城、秋田、山形県の4県10市町が掲載され、今後も増える見通しだと、終わっております。やはり全国的にも必要経費が、膨らみ財源が不足しているということです。美瑛町としても、鳥獣対策の一環として検討、考えてはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ふるさと納税を活用するという観点につきましては、鳥獣被害のみならず、様々なところの財源として活用できるということで、ふるさと納税をより充実させていかなければならないということは常に感じております。そのような中でクマ対策、鳥獣被害対策に絞った形でふるさと納税を募るとい自治体があらわれてきていることは、なかなか戦略的に進めているなというような感想も持っているところでございます。もちろん、ふるさと納税等、財源がある中でそれを鳥獣被害、また農業振興策に充てていくということは十分考えられ

ることでございますけれども、現時点で美瑛町の例えばクマ対策で財源が逼迫しているかとい
いますとこれまでどおりの取組を進めている中で、今年度先ほどご紹介頂きました、今年度最
新の数字で、苦情等数35頭とこれは、近年の比較の中で多く増えてはございますけれども、
これまでどおりの取組の中でクマに対する対応というものはさせていただいているのかなと
考えております。先ほどの質問と重複しますけれども猟友会の皆さま方がより活動しやすいこ
うすればもっと活動しやすい被害食い止められるよというようなお声があれば、その声をお伺
いしながら猟友会の皆さまと一致した一致点を見いだして、対策を講じてまいりたいと考えて
おります。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁頂きました。もう一つ猟友会について質問
をさせていただきます。美瑛町猟友会の会員数は現在48名と聞いております。管内の射撃の
訓練大会では優勝、または上位入賞者が多数出ており、大変私たちも心強く思っております。
今どの産業にも言えることですが、人手不足、高齢化は避けて通れない問題となっております。
そのような中で、猟友会の新人会員の確保、また技術の継承とサポートを猟友会と協力して進
めていただきたいと思います。考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 全く同感でございます。美瑛町の猟友会の会員の皆さま方、上川管内、
他自治体比べて多く、人数も多く、また、ご紹介のとおりで訓練大会でも非常に優秀なもう毎
年優勝は美瑛町だと言われるぐらい、技能的にも技術的にも高いいいものを持ってレベルの高
いしかも人数の多い方がそろっているのが、美瑛町の猟友会の特徴でございまして、本当に頼
もしい心強い限りでございます。このよき伝統といいますか、よき風土を守っていくために、
より新しく猟友会に入りたいという方、新入会員さんを募るような形でのご支援というのもの
も当然させていただく中で、今の美瑛町の猟友会の規模、技能技術を維持できる体制を御支援さ
せていただきたいと思います。と考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁頂きました。それでは最後に3番目の質問
に移らせていただきます。美瑛町の令和6年度の農作物被害額は約2億円と答弁を頂きました。
被害が増える中、農家も対策に苦勞をしています。ここで、ビートを例に話をさせていた
だきます。まずビートの播種は、4月の下旬から5月の連休ぐらいに播種をします。これは種
を直下に撒く栽培です。10日から2週間ほどで発芽します。その間に畑の周りに電牧を設置

します。最近ではシカ以外にもウサギなどの小動物の被害も増加していることから、電牧の線を通常の3段から4段、5段に間隔を狭めて設置をしております。あわせて、野生鳥獣に苦手な音が出る電気ソーナーも設置をしております。ビートの収穫はその年の天候にもよりますが、10月の中旬から11月いっぱいまで収穫をします。畑の条件のいいところに積み上げ、トラックへのトラック運搬までに、10日から2週間の間にまた食害をされるので、そこでまた電牧を張ります。地域差はありますが、二重三重の対策を打っています。これは大変労力と経費がかかります。電牧そこで、電牧以外にも有効な機器についても、美瑛町、また関係機関の助成、国や北海道の補助事業の活用を含めて、助成対象に入れていただきたいと思いますが、考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員御指摘のとおり、現在の鳥獣被害防止策の中の、農地畑の中へ侵入を食い止めるということにつきましては、電気柵、電牧を張るということ、第一の対策として講じてきているところでございます。現状まだ、希望もございまして、まだここに設置したいというお声も頂いておりますので、まず一義的にはこちらの策による侵入防止というものをさらに進めてまいりたいと考えております。また、新たな機械、電気ソーナー等様々な機器が開発されてきているのは承知をしているところでございます。こちらにつきましては、利用につきましては利用効果がどのようなものがあるのかですとか、町内の例えば、町内全域幅広い範囲の中で、利用するとなると、どのぐらいの設置数が必要になるかなど、まだ、なお検討させていただきたいような要素がございますので現時点では、電気柵電牧を中心とした侵入防止策を引き続きさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁頂きました。私も電気ソーナーを使用しております。今ビートの話をさせていただきましたが、豆類にも被害を受けています。そこで作物によって時期をずらして使用をしています。まず、ビートは播種時期が早いので、電牧とあわせて5月に設置をします。大豆などの豆類は播種が5月の下旬なので、6月に設置をします。またこの電気ソーナーはですね、設置が比較的簡単なので、利便性もあり、効果も高いとは思っていますが、町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 設置が容易であると、でん電牧張り巡らすことに比べて設置が容易であるということは承知をしているところでございます。効果につきましては、各生産者の方々お

一人お一人からあるよとかこうだよってという話は、伺っておりますけれども、データとしてどのぐらいの効果があるのか。あるいは、その音であれば、その音を届く効果がある範囲というものがどの程度であってこの大きな広い面積を持っている美瑛町の中で、一体何機が必要。何機をそろえば、どれだけの大きな面積の農地を守ることができるのかというようなところがまだ不明であるといえますか、そのデータを収集していく必要があるのかなという風に認識をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁頂きました。この電子ソナーはですね、私もつけておりますし、近郊の農家、また畑作農家等も今かなり普及をしております。そんな中で、生産者の意見、各地域で、伺えると思っておりますので、それを踏まえてですね、ぜひ検討材料の一つとして入れていただきたいと思っております。それでは最後の質問にさせていただきます。全体を通して最後の質問をさせていただきます。今全国では、鳥獣対策は大きな問題となっております。クマによる被害者数は過去最高となり、野生鳥獣による農作物被害についても、地域によっては大きな被害を受けています。美瑛町としても、町民の安心安全、また、基幹産業の農業を守ることから、各関係機関との連携をとり、また、ヒグマに限らず、野生鳥獣の移動距離は1日数十キロと言われております。隣接している市町村と連携をとりながら、広域的な駆除体制が必要ではないかと思っておりますが、最後に町長に伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず前段のソナーに普及に向けて生産者の声をということでございます。様々な機会でも生産者の皆さまと意見交換する場がございますので、そのような中でも、ソナーの有効性について、また、実際に使った利用状況、使用状況などについて、多くの声を生産者の方から聞かせていただきたいと思っております。また、ソナーの財源のほうも、調べていくと、あまりぴたっと当てはまるものがないようなところもございまして、財源も含めて、導入に向けた検討を進めさせていただきたいと思っております。そしてもう一つの後段のご質問でございます。鳥獣被害駆除に向けての連携でございます。本当にクマの人身への被害が全国的に出ているということで大変注目を集めております。その中で、幸い、美瑛町は人身への被害が今のところないわけでございます。これはひとえに農地、市街地が美瑛の場合、市街地があつてその周辺に農地がある、そこに生産者が耕作をしていただいている農地の中で有害駆除の形で駆除されている頭数が多いので、人が多く住む市街地への出没がないのかなという風に受け止めております。そういう意味で、農地緩衝地帯となっている、農地を耕していただいている生産者の皆さまのご活動というのは、本当に尊く、またそこでの駆除、鳥獣被害防止の取組というものは、

頭の下がる思いでございまして、これからも、町としてのご支援をさせていただきたいと存じます。そして、広域連携でございますけれども、これは北海道とこういうような意見交換の場がある場合に、時々申してはありますが、クマにとって町域というものは関係なく、二つの町三つの町をまたいで移動していると。こういう実態から、クマの対策については一義的には北海道がやはり担うべきではないかというところのお声は、美瑛町もですし、近隣の町村とあわせて声を上げているところでございます。北海道も当然多少講じていただいておりますので、そういうような意味からも近隣市町村と手を携えながら、そして、北海道、国に対して、それぞれの立場からこの地元の農産農業を守っていただくための取り組みに力強い支援を頂けるよう、さらに要望要請活動を続けてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） これで、11番議員の質問を終わります。午後1時まで休憩いたします。

休憩宣言（午前11時45分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に10番、八木幹男議員。

（「はい」の声）

10番、八木議員。

（10番 八木 幹男議員 登壇）

○10番（八木幹男議員） 番号10番、八木幹男。質問方式、時間制限方式。質問事項1、自治基本条例における、連携・協力に関する仕組みづくりについて。質問の要旨。美瑛町自治基本条例（以下、基本条例という。）第10章に、連携・協力の条項が設けられていますが、どのように進めるかの方針を示す条例・規則、要綱等の整備を進めていく必要があるのではないのでしょうか。一例をあげると、交流面では、台湾・池上郷との友好交流に関する協定書への調印があり、モンゴルとの交流も進められているところです。

また、連携協定では、室蘭工業大学、旭川市立大学などの教育機関、北海道ガス（株）、エア・ウォーター（株）、（株）セコマなど企業との連携協定も結ばれています。それぞれ書面では、協定内容が示されていますが、それらを総括する仕組み（条例・規則、要綱等内部規定）、あるいはガイドラインといったものを整備する必要があるのではないのでしょうか。

また、いつ、だれが検索してもわかる状態にしておく必要もあります。そこで、次の3点に対する考え方を町長に伺います。

（1）基本条例第45条第1項の社会、経済、農業、観光、環境等様々な分野における連携及び同条第2項の国際社会等との交流に関する制度整備について。

（2）基本条例第47条の共通する広域的な課題を解決するため、他の市町村等との連携に

関する制度整備について。

(3) 条例・規則は、例規集に記載することは必須ですが、要綱等内部規定も内容によっては記載していくような方向性が必要ではないか。質問の相手は町長です。

質問事項2、東部地区コミュニティ施設条例と運営協議会会則との差異について。質問の要旨。東部地区コミュニティ施設条例(以下、施設条例という。)第3条で規定している事業の内容と、東部地区コミュニティセンター運営協議会会則第4条に規定している事業内容とに隔たりがあるように感じ危惧しているところです。地域の方々が施設条例の文言から、広く全町民の利用を想定しているように読み取っている部分もあります。このようなことから、主に東部地区の住民の利用を想定しているのかといった疑問も持たれています。東部地区のこの事業は、地域共生社会の実現に向けたモデルケースとなる極めて重要な事業であります。

指定管理者の指定は、これからになるので、明言できない部分もあろうかと思いますが、施設条例で規定している事業に関し、地域の方々と対話を重ねる必要があるのではないのでしょうか。町長の考えを伺います。質問の相手は町長です。

質問事項3、新・健幸ポイント事業の推進状況と日常活動を支援する人材の登用について。質問の要旨。今年5月に東神楽町で、スマートウェルネスシティ首長研究会があり、研究会副会長を務める山本町長が挨拶で、楽しくて、気が付いたら健康になっていたという状態を目指したいとの報道がありました。なるほどなと共感していたところです。

このような中、9月の議員協議会で次年度から始まる予定の新・健幸ポイント事業の説明があり期待をしているところです。計画では、12月に受託事業者が決定となっていますが、推進状況はどのようになっているのでしょうか。

また、事業推進に当たっては、日常活動を支援する町民サポーター制度のようなものが必要ではないのでしょうか。以上、2点に関して町長の考えを伺います。質問の相手は町長です。以上よろしく願いをいたします。

○議長(野村祐司議員) 10番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 10番、八木議員さんからの3項目にわたります質問に対しまして答弁を申し上げます。質問事項1、自治基本条例における、連携・協力に関する仕組みづくりについて答弁を申し上げます。本町ではこれまでも、地域づくり、農業・観光振興、福祉や教育等の幅広い分野において、町民の皆さま、事業者、関係団体、さらには国内外の様々な人々との連携・協力を進めてまいりました。その際には、町民の福祉の向上と地域の発展に資するののかという観点で臨むことはもちろん、まちづくり総合計画を始めとする各種計画との整合性も図

ってきております。複雑化する社会において、地域課題を解決していくためには、国際交流や企業との包括連携協定などを通じて、町外の方々の御知恵やノウハウをお借りすることが不可欠であると認識しているところであります。

1点目及び2点目につきましては、議員御指摘のとおり、連携や交流に関する一定の共通ルール等を定めることにより、町民の皆さまにどのような連携・交流が、どのような考え方の下で進められているのかが分かりやすくなり、本町の取組に安心して参加・協力いただける環境づくりにつながるものと考えておりますので、こうした連携や交流に関するルールづくりについて検討してまいります。

3点目につきましては、これまでも町民の皆さまの生活に直接関わる制度等につきましては、例規集や町のホームページに掲載してきたところでありますが、町民の皆さまが必要な情報をより分かりやすく御確認いただけるよう、情報提供の充実に努めてまいります。以上でございます。

質問事項2、東部地区コミュニティ施設条例と運営協議会会則との差異についてお答えをいたします。東部地区コミュニティ施設につきましては、子どもから高齢者まで多くの世代が集う町民等の多様な活動の拠点として、また、将来にわたって活力ある地域づくりに資する施設として、先の第6回臨時会において施設条例の制定についてお認めいただき、現在指定管理者の指定に向けた手続を進めております。

本事業は、少子高齢化や人口減少といった社会環境の変化により複雑化した地域課題に対して、本町の東側に位置する3つの行政区（以下、東部地区）の住民が主体となり、地域が抱える課題などを把握した中で、その課題解決に向けた小さな拠点としての整備を計画し、令和8年4月の供用開始を目指して、現在まで事業を進めているところです。

本施設では、地域コミュニティづくり、集落支援、高齢者福祉、子育て支援、農畜産物の加工・販売など、幅広い事業を行う計画であり、地方自治法に規定する公の施設としての位置づけの下、地域住民のみならず、広く町民や町外の方にも御利用いただける機能を備えております。

本施設の将来的な管理運営に当たって、行政区や事業者等で構成される東部地区コミュニティセンター運営協議会が設置されておりますが、議員御指摘のとおり、この協議会は、指定管理者として本施設を管理運営する役割に加え、地域で暮らす人々が主体となって地域の課題解決や生活の質の向上に取り組む地域運営組織とも言える組織としての役割を担うことも想定しております。

指定管理者と地域運営組織の2面性につきましては、これまで運営協議会等の会議の場を通じて、地域住民の皆さまに御説明を重ねてまいりました。今後におきましても、地域共生社会の実現に向けて、地域との合意形成を図りながら、本施設の効果的な運営に努めてまいります。

質問事項3、新・健幸ポイント事業の進捗状況と日常活動を支援する人材の登用についてお答えいたします。誰もが気軽に楽しく運動できる環境を整備することで、自然と健幸になれるまちの実現を目指し、本年9月の第5回定例会におきまして、健幸ポイント事業に係る補正予算を御承認いただきました。

現在の進捗状況につきましては、10月30日に公募型プロポーザル方式による優先交渉者選定の公告を行い、複数の事業者からの企画提案を受け、12月2日に審査会を実施したところです。今後は、優先交渉者との契約の締結を経て、ポイント付与方法等の詳細な制度設計に係る協議を行うとともに、町民への事業内容の周知並びに参加者の募集を行い、令和8年4月からの事業開始に向けて準備を進めてまいります。

また、先般、町内のウォーキングルートが北海道健康づくり財団のすこやかロードに認定されたことから、この機会を活用したウォーキングイベントの企画を検討するなど、所管課のみの企画検討にとどまらず、関係課や民間事業者等のアイデアも取り入れながら、官民協働による実施体制を整えていく考えであります。

御提案いただきました町民サポーター制度につきましては、本事業を後押ししていただける有効な取組であると認識しており、事業周知やイベントの企画・運営等に御協力いただける方の認定制度について検討してまいります。

本事業は、健康寿命の延伸だけでなく、町民同士の交流の促進や地域通貨の活用による町内経済の活性化など、複合的な効果が見込まれるものです。こうした効果が最大限に発揮されるよう、十分に協議を重ね、自然と健幸になれるまちの実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の再質問を認めます。質問事項1からそれぞれ再質問をお願いいたします。

（「はい」の声）

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。まず質問事項1、自治基本条例における連携協力に関する仕組みづくり。こちらにつきまして、再質問をさせていただきます。ほぼルールづくりを検討していくという答弁頂いてほぼ満足はしてるんですけども、なぜここで回答、まず最初にですね、なぜ条例規則等のルールづくりにこだわるかといいますと、やはりここで取上げている項目は、議会の議決事項ではありませんけれども、やはりこの町民に対する説明責任が議会にも議員にもあると、こういった認識からであります。何を根拠に議決をしたのか。何を根拠に事業を進めているのかという問いが常に町民から向けられていることを想定し、心構えをしていく必要があると、このような認識からであります。そこで重複にはなりますが1点目、2点目含めて、ルールづくりを検討していくと答弁頂きましたが、まず自治基本条例第45条第1項では、社会、経済、農業、観光、環境における連携協力に関してですが、例を挙

げますと、先ほど質問書にも書いておきましたけれども、セコマの事例では、災害時における応急生活物資の供給に関する協定、これが主な事項だろうと思います。また北海道ガス等においては、脱炭素の推進、エアウォーター株式会社と北海道とは、再生可能エネルギーなどこれが主な協定内容になっているんだろうと思います。やはりこういった内容をベースに、連携協定は進めていくと、こういった条例またはそれに準ずるルールを、設けて進めるべきではないかと考えておりますが、その辺のところの考え方を再度町長にお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 連携や、協力関係のルール化でございますけれども、今議員御指摘頂きましたとおり、例えば、セコマ様とはこういう内容、北ガスさんとはこういう内容、エア・ウォーターさんとはこういう内容という風に、対象によりましてそれぞれ狙っていくところが違っております。そのところが、一つのルール化をすることによりまして、どうしてこの企業、どうしてこの団体と締結を結ぶのかということがはっきりしてくるかなと思いますので、御指摘頂きましたように、ルール化に向けて検討し、町民、議会の皆さまに対して説明責任を果たし、はっきりと明確にこういう目標を掲げることを実現するために、今回の協定、協力が必要なんですということの説明責任を果たしてまいりたいと思います。その中で、今申しましたとおり、個々のそれぞれが目的が異なってくる場合がほとんどでございますので、余りにも、はっきり明確な、具体的なルール。あるいは、条例化などによって定めてしまいますと、かえって柔軟さを失うというところの危険性を感じております。一方で例えば海外との連携などもご指摘頂いておりますけれども、どうしてこの国のここなんだというところの説明をしっかりとしていかなければいけないなということは重々気をつけているところでございます。で、このこと、こういう団体こういう国とであれば、議会の皆さま町民の皆さまお認め頂けるなというところの判断をした上で一步前に進めているのが、今の現状でございます。個別案件ごとに一つ一つそのような整理をして進めているところでございますけれども、私どもも、これは本当に議会で認めていただけるか、町民に認めていただけるか。もちろん、自信を持ったところで結んでいるところでございますけれども、そういうときの判断材料になる、そのためのルールというものがあつたほうが私どもも取り組みやすくなりますので、あまりきっちりした固いものであると、柔軟性をかえって阻害すると思いますけれども、一定のルール、条件というものは作成し、明確、明文化したほうがよろしいかなという風に思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはりこの柔軟性、やはりこの辺のところは非常に重要なことかなとは感じております。しかし我々は常に、ちょっと待て法にはいかにと、

こういった基点からやはり議論していく必要があるのかなど。常に求められてるのはやはりいろんな事項に対しまして、町民に対する議会あるいは議員の説明責任、ここを訴えるときに、根拠となるものが必要だと。こういったのが第一であります。やはりこの町長言われるこの柔軟性、十分理解はできるんですけれども、柔軟性を含めたルールづくりというのを可能だと思いますので、その辺のところの考え方について再度お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほど答弁をさせていただきましたとおり、大きな括りでこういうルールということでありまして、現在では先ほど答弁しましたけども町民福祉の向上と地域の発展に資するかどうかというところ。そしてそれが、これまで策定している総合計画始めとする計画に齟齬がないことというような観点を持って、これまで個々のケースごとに臨んできているところがございます。このような形を今申したことも、どこにも明文化しているわけではございません。役場内で1案件ごと、各担当課と綿密に協議しながら、このような観点で進めてまいりましたけれども、このような内容のルール化、明文化をしておくということは、町民の皆さまへの説明責任を果たす上でも重要と考えますので、ルールづくりに、重ねてですけども取り組んでまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはりあわせて今町長から海外との連携についてのお話もありましたけれども、やはりこちらのほうにつきましては、自治基本条例第45条の第2項、国際社会との交流に関して、こういう部分になるんだろうと思いますけれども、やはりこの美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例では、姉妹都市または友好都市の連携。この解消という条項はありますけれども、今回やっているような10月に行われた台湾池上郷との友好交流に関する協定書の調印式、こういったこと実施に当たっては、やはり根拠となるものがないなど、こういう認識を持っております。やはりこれから国際社会の交流、非常に重要なことになってくるんだと思いますけれども、やはりその根拠となる条例あるいはその他の仕組みというものをきっちりつくって、やはりこういった根拠に基づいて推進をしていくよと、こういったことでなければやはり町民の納得を得られないと、こういう状況になろうかと思っておりますので、その辺のところ再度同じような質問になって申し訳ないんですけれども、その辺の考え方を町長にお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) これからのまちづくりにおきまして国際交流が必要であり不可欠である

というところにつきましては、共通認識で御理解を頂いているものと考えております。その上で、どこと交流していくのかというところ、そしてその根拠は何かというところであると思っております。実は今回、台湾池上郷との中でも友好交流協定結ばさせていただきましたけれども、この池上郷と結ぶ前に台湾当局側のほうからはいろいろな働きかけございまして、是非美瑛町と友好関係を結びたいんだというお話を頂いておりました。その中では、台湾側が提案してくる都市等もございました。ですけれども、私どもの内部、役場庁舎内で検討した結果、友好関係を結んだ後交流していけばいいのかという考え方もあろうかと思っておりますけれども、今なぜこの都市と結ぶのかというところのご説明がやはりつきかねるというような判断をずっと多く出してきた経緯もございます。その結果、池上郷というところは観光都市であり、なおかつオーバーツーリズムの問題に悩み、それを克服するための様々な手だてを行っている都市であると。まさに美瑛町と非常に似た環境にある、農業都市でもあるというところでございます。このことであれば、友好協定を結ぶに当たって、将来、有効効果的な施策に結びつくことができるのではないかというような観点。そして、オーバーツーリズムに関する、将来を考えるフォーラムを開きましてそこにも、御参加を頂き、その池上郷の取り組みを発表していただきました。このような実のあるものを、今後について、必ずや美瑛のまちづくりに資するだろうという判断のもとで、数ある候補を声かけられた候補の中から池上郷さんを、と提携したところでございます。というわけで、長々と経緯について説明しましたけれども、根拠なく結としてるわけではなくて、しっかり説明できるところと有効な協定を結んでいこうという姿勢でこれまで臨んでまいりました。このことをもっと分かりやすくというご指摘だと思いますので、分かりやすいルール化今回このようなことに基づいて、美瑛町はこの団体こういう地域と連携協定を結びますと、説明が皆さまにできる、そのためのルールづくりを重ねてでございますけれども、ルールづくりの制定にまいろうと制定してまいろうと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 今町長から説明頂いたような内容をやはりこれも議会あるいは議員が問われたときに説明しなきゃならない内容であろうと思ってまして、この辺のところやはり事前にやはり我々が知っていく、入れて説明できるところということが大事なんだろうなと思っております。したがってこの協定にいう唱えるものではありませんけれども、やはり契約事ですから、スピード感を持って対応するっていうことも十分理解はできます。やはりこれからも基準となるものをやっぱり設けて、この基準に従って、運営していくと。これが町政であろうかと思っておりますので、その辺のところ、十分理解をしていただいているとは思いますが、その辺のところにつきまして、再度お伺いをして終わりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 重ねてでございますけれども、基準を設けることによりまして、説明責任を果たしやすくなるより丁寧なご説明をさせていただくことができる。また、私どもも、内部の判断としての根拠にそれがなっていくということになりますので、明文化したルール基準というものを策定してまいりたいと考えます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。それでは最後の3点目に関してですが、ここで条例規則この辺のところですけども、具体的に申し上げますと、数か月前なんですけれども、集落支援設置要綱。これはちょっと例規集で検索しておりまして、ここで地域おこし協力隊はどうなってるかなと、ふと思いついたときに、あれと載ってないなと。例規集に載ってないなとこんな単純な疑問であります。また自治基本条例第48条には、条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、理念を踏まえて、適合しているか検討していく、こういった事項もありますので、やはりこのようなことを踏まえて、条例規則、要綱等の例規集への登録状況を精査していく必要があるのではないかと思っておりますので、その辺のところの町長の考えをお伺いいたします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 全く同感でございます。自治基本条例は定期的に見直していくという内容の条例となっております。その見直しに合わせてまたそうでなくても、必要なものを町民の皆さまにお示しすべきものが載ってるかどうかというのは、常日頃点検しなければならないと思いますけれども、自治条例の改定などに合わせまして、例規集で条例規則等がどういうものが載っていて何か過不足はないだろうかと、というような観点から、常に点検していくという姿勢を持ってことは大切であると考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員。

○10番（八木幹男議員） 10番、八木です。それでは質問を変えます。質問事項2項目の東部地区コミュニティ施設条例等運営協議会会則との差異について、この辺のところにつきまして再質問をさせていただきます。答弁では、地域住民のみならず、広く町民や町外の方にもご利用頂ける機能を備えておりますとこういう回答を頂いておりますが、やはりこの辺が一番地域の方々から見ると、主に東部地区の住民の利用を想定した、していないのではないかと映っている。疑問を持っていると、こういうところではないかなと思っております。この施設はやはり町長の答弁にもありましたとおり、地域住民の小さな拠点。ここが出発点であります。た

だ地域の町民や町外の方の利用はプラスアルファであると。こういったことが地域の方々に伝わっていないのではないかなと、こういうところを危惧しているところでもあります。この辺のところの考えについて、町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今御指摘のような危惧でございますけれども、もしかしたら、八木議員さんに直接地域の方からそのような御心配が、お声が寄せられているのかなという風に推察をいたしますけれども、私どもといたしましては、この東部地区地域ともう本当に会を重ねて協議を重ねてきておりまして、そここのところについての齟齬はないのではないかと私どもは思っているところでございます。東部地区コミュニティセンターが、もちろんこの東部地域のこれからソフト面でいくとどう運営して、地域運営組織の実態に限りなく近づいていけるような、そういう運営の拠点となるべく、位置づけられているってことはもちろんでございますけれども、で、そこに地元の方々の協議会が参画していただける、そこに大きな期待を寄せているところでございますけれども、一方で、公の施設でもございますので、地域の方しか利用できないということでは決してございません。地域外の方々の利用も促進していくということにつきまして、地域の方々もご理解を頂いているという風に現在、私どもは捉えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番八木です。今の町長の説明頂いたとおりだと理解しております。やはり地域の方々と町職員との議論、この辺のところは活発に行われてきたという風に理解はしております。しかし職員ではなかなか即答しかねる課題もあったのではないかなと。こういったところもが重なってわだかまりと言ったらちょっと変なかもしれませんがそういったことにつながったのかなということを考えております。そんな中、昨年東部地区の3老人クラブとのクラブと町長との未来トーク、こういったものも行われておるようすし、多くの議論があったなということを理解しております。やはりこのいろんな交渉事においても、やはり最後は、やはりこの締めくくりは町長が出向いて地域の方々と話をして、最後締めくくるといったこういった作業が必要なのではないかなと思っておりますので、その辺の考え方について町長にお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 東部地区コミュニティ施設の建設に至る、計画段階からでございますけれども、本当に地域の皆さま、地域で組織をつくっていただき、地域で議論を深めていただい

ておりました。その中で私もタイミングタイミングで地域の皆さまの総会等に出席をさせていただきまして、直接、説明をさせていただきましたり、また地域の声を直接お伺いをさせていただき、そういう機会を設けながら、今日まで進んでまいったところでございます。すいません。何回出席したかちょっと手元ですぐ答えられないんですけども、一、二回ではございません。これまでの経過のポイントポイントで参加をし、皆さまと意見交換をさせていただいております。これからも同様の姿勢を持って、東部地区はもちろんでございますけれども、それ以外の地域での施策事業につきまして、私自身が地域住民の皆さまととところと、出向きまして、意見交換をさせていただき、切実な地域、地元ならではのお話を聞かせていただく。そういう機会を設けてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。それでは最後の質問事項3、新・健幸ポイント事業の推進状況と、日常活動を支援する人材の登用についてお伺いをいたします。現在行われています、KU宣言事業は、マイルがたまる仕組みではあるものの、ベースとなる基準が明確になっていないと、こういったところがネックではないかなと思っております。自己申告制がやはりこの主体的になっていて、基準となるベースがないとちょっと駄目かなというような危惧を持っていたところでもあります。そんなところから新・健幸ポイント事業は、体組系や歩数データを自ら確認、あるいはデータ送信をできるような仕組みになってくると、こういったことをお聞きしているの期待をしているところです。また、応募事業者からの企画提案を受けて、12月2日に審査会を実施したとの答弁も頂いております。事業者は選定されたのか、されたのであれば、この事業者はどこでどのような事業を展開し、どのような成果を上げているのか。あるいは本町においては、どのような事業展開になるのか、その辺のところ、町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほど答弁申し上げました12月2日にプロポーザルの審査会を実施いたしましたその結果、現在、複数の提案者の中から、優先交渉をする、優先交渉の事業者さんを選定をさせていただきました。現在固まっていますが優先的に今交渉するここで契約を結んでるわけではございません。優先的に交渉をさせていただきながら、ただいま御指摘のような中身につきましてさらに深めた協議をして、そこで双方合意ができましたら、契約をしていくという形をとらせていただいております。その中で、先ほど答弁申し上げましたけれどもポイント付与方法など詳細な制度設計もまさに今、行っている協議の中で詰めていくことになるという次第になっております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。やはりこのちょっとスケジュール的にちょっと無理があるのではないかなというところなんですね。所管課のみの企画、検討にとどまらず、関係課や民間事業者等とのアイデアも取り入れながら、実施体制を整えていくといった答弁を頂いておまして、今お話し頂きました優先交渉者を対象で今進めているところということで、やはりこの令和8年4月からの事業開始に向けてに向けて準備をしているということですが、やはりこの町民に対する説明、あるいは納得の周知活動を行うにはちょっと無理があるのかなあと感じておりますので、その辺のスケジュールに関して、どのようなお考えか最後にお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今回ですね、全国本年9月の第5回定例会におきまして補正予算、ここに係る補正予算を提案後、ご承認を頂きました。このことはですね令和8年4月1日から、この事業をスムーズにスタートさせたいというところがございました。令和8年度の当初予算では、スタートが遅い、それこそ、お認め頂いた後から準備が始まって、本当にいつスタートするのかが遅れてしまうので、私どもとしましてはせっかくの事業でございますので、令和8年4月1日からスムーズに速やかに事業実施するために、途中でございますけど補正をお願いをさせていただき、事前準備作業を進めさせていただきたいとお願いをした経緯でございます。でございますので、ただいまお話ししました優先交渉者とは年内に双方合意であれば、契約をまで運びと結ばさせていただき運びとなるのを期待しております。その上で、優先交渉者の方の発表などを経て、年明けからその準備作業をさらに加速をしていく中で4月1日、雪が解けて歩きやすくなった、そのシーズンには速やかにこの事業で健康に向けた歩いてウォーキングを楽しんで頂くそういう環境を目指してまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) これで10番議員の質問を終わります。

次に、12番、山本賢一議員。

(「はい」の声)

12番、山本議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員) 番号12番、山本賢一。質問方式、時間制限方式。質問事項1、人材育成について。質問の要旨。人材育成は、地域社会の未来を担う人材を育てる重要な取り組みです。特に、人口減少や高齢化が進む地方においては、地域全体で、特に若い世代の人材育成に取り組むことは、将来に渡っての町づくりを担う人材の確保や地域を牽引するリーダーを育

成することに繋がり、必要不可欠な事業と思われます。そこで、次の3点について伺います。

(1) 活力と魅力に満ちた町づくりの推進を目的とし実施されている、美瑛町人づくり育成事業の実施状況について。

(2) 町の地域産業を今後、牽引していく若い世代が、現在の枠を超えた新しい視点と競争力を身につけるために国内外の視察や研修などが必要と思われますがこれらの支援の考えは。

(3) 現在、活動している青年組織などに対する支援の現状や新たに活動を考えている組織や団体に対しての相談窓口や支援体制の考えは。質問相手は町長でございます。

質問事項2、オーバーツーリズム対策として農業者に対する補償を行う考えは。本町の景観は、なだらかな波状丘陵地帯で、開拓以来、農業の営みや町民生活によって作り出された独自の農村景観が世界的に見ても他に類を見ない独特の美しい景観により、多くの観光客の来訪に繋がっています。本町に訪れる観光入込数は、コロナ禍以降、インバウンドを中心に順調に推移しており、年間を通じて多くの来町は、観光産業にとっても喜ばしいことですが、その反面、オーバーツーリズムの問題は深刻で、特に観光スポット周辺での迷惑行為は、住民生活や農畜産物生産現場において危機的な状況を招いています。これらの解消のため、あらゆる対策を行っていますが根本的な解決には至っておらず地域住民や農業者の心理的負担や作業等への遅延などが起こっております。これらの状況を踏まえて、観光客対策を重点的に行うとともに観光スポット周辺の農業者や地域等への補償等を行い、観光に対して理解を得られるように努力する必要があると思われます。

また、本町の農業の営みは、世界的に見ても類をみない唯一無二の農業景観に繋がっていることを踏まえて、農業者全体に再生産に向けての助成が必要と思われますが、町長の考えを伺います。質問の相手は町長でございます。

質問事項3、鳥獣害対策について。鳥獣による被害は、中山間地域等を中心に生息分布の拡大が全国的に深刻化しております。特にクマの被害は各地で発生しており、住宅地や、商業施設等への出没のほか、人の命が奪われるといった痛ましい事故も発生しています。本町においては、人的被害はないものの、目撃情報は多数あり、4月から8月までの捕獲頭数は24頭と過去最多となっております。

また、シカの被害地域も年々拡大しており、集落や市街地周辺地域での出没も増加している状況で、その他にも、アライグマやウサギ等の被害も深刻です。今後、町民の生命財産を守るためにも鳥獣対策の強化が必要と思われますが、以下の2点について伺います。

(1) 現在の電気牧柵の助成のみならず鳥獣対策機器全般に助成を行う考えは。

(2) 鳥獣の侵入を防ぐため、山林などの山際に沿ってフェンス等を設置する考えは。

質問相手は町長でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) 11番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 12番、山本議員さんからの3項目のご質問に対して答弁を申し上げます。質問事項1、人材育成についてお答えをいたします。今も、そして将来にわたり本町が活力と魅力に満ちた町であり続けるためには、何をおいてもその時々の人のかかかっております。このため、人材の育成は重要な課題であると認識しており、青少年期からの各種研修費用の助成や少年団の育成・活動支援等を行うとともに、地域人材育成研修交流センターを活用した交流・研修機会の提供を通じて、地域リーダーの育成に努めているところです。

1点目につきましては、北海道外での様々な社会体験を通し、将来に向けた意識の高揚を図るとともに、地域の文化や歴史等を学ぶ機会として、小中学生を対象とした少年少女道外研修事業を毎年度実施しております。令和7年度の実績につきましては、参加者22人で、シカ兒島県及び宮崎県内の文化施設やジオパークを研修地とした3泊4日の日程で実施し、事後研修として町民の方々に向けて研修内容を発表する機会を設けるなど、研修のまとめも行っているところです。

また、近年の実績はありませんが、世代を問わず広い視野と知識、技術を身に付けるための研修費用や講演会の開催費用の助成も行っております。

2点目につきましては、多種多様な分野において公益に資する知識や技術を身に付ける視察研修等に係る費用の助成を今後も行ってまいります。その際には、既存事業の前例踏襲に陥ることのないよう、より効果的で時代に即した視察研修の在り方を探ってまいります。

3点目につきましては、現状、町内の青年団体で構成する青年組織への運営費の助成を行うとともに、当該組織の事務局業務を所管課が担っているほか、新たな組織づくりなどに対する相談にも応じており、引き続き人材育成に向けた支援体制の充実に取り組んでまいります。

質問事項2、オーバーツーリズム対策として農業者に対する補償を行う考えはについて答弁を申し上げます。本町の景観は、開拓以来の町民の生活と農業の営みによって形成されてきた世界的にも他に類を見ない独自の農村景観であり、本町の最も大きな魅力であります。この農村景観を目的として、多くの観光客にお越しいただき、観光による経済効果が地域の産業や雇用を支えていることは、町としても強く認識しているところであります。一方で、観光客の増加に伴い、私有地である農地への立入り、路上駐車や交通渋滞など、いわゆるオーバーツーリズムによる迷惑行為が発生し、住民生活や農業生産の現場に大きな負担となっていることも、重く受け止めております。

オーバーツーリズム対策として、観光スポット周辺の農業者や地域への補償を行うことにつきましては、観光に伴う迷惑行為や心理的負担、農作業の遅延といった影響の発生原因が多様

であることに加え、被害の範囲や程度の把握が難しく、個々のケースごとに公平・公正な線引きを行うことが極めて困難であります。このため、直ちに個別の補償の対象として位置づけることは、現時点では難しいものと考えております。

しかしながら、観光の影響を受けている地域や農業者の皆さまの心理的負担や作業の遅延等を軽減していくことは、持続可能な観光を進めていく上で極めて重要であります。町といたしましては、生活道路や農道の安全対策、駐車スペースの確保や混雑状況可視化システムの導入など、迷惑行為の抑止につながる整備を、対象地区と協議しながら重点的に進めていくことを検討してまいります。

また、本年6月の第4回定例会においてお認めいただいた宿泊税、駐車場利用税に係る2条例では、両税ともに法定外普通税として規定しております。条例施行に向けて宿泊事業者や総務省と協議を進めてまいりますが、観光を財源として農業振興の取組につなげることが可能となることから、観光から農業への還元という観点を明確に意識した施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

質問項目3点目の鳥獣害対策についてお答えをいたします。鳥獣による被害は全国的に深刻化しており、本町におきましても、11月末日時点のヒグマの目撃等の情報は37件、駆除頭数は過去最多の35頭となっており、人身被害こそないものの、生息頭数の増加を実感しているところです。

1点目につきましては、本町では農作物被害の未然防止を目的として、電気牧柵の設置費用の一部助成を行っているところでありますが、近年は多様な鳥獣対策機器が開発されており、こうした機器の導入支援の必要性につきましても検討しております。機器ごとの効果は、対象獣種や設置条件により大きく異なることから、導入実績や効果検証、国や北海道の補助制度、他市町村の事例、生産者の御意見等を踏まえた上で、効果が確認された機器につきまして

は、助成対象とすることについて更なる検討を進めてまいります。

2点目につきましては、一定の侵入防止効果が期待できる一方で、農地と集落が入り組んだ本町の広大な山林全域に対し、一律に設置するとなりますと、事業費や維持管理の面から、現実的には難しいと考えております。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） それでは質問事項1番目から12番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

12番、山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番、山本です。まず人づくりの人材育成のところから質問していきたいと思います。やはり今答弁頂きましたけれど、やはり人づくりはまちづくりにつながっていく、またまちづくりはですね、行うことは、まちづくりの最大の大事なところは人づくりからだという風なことは、これ誰しもが分かっていることだと思います。今回答弁頂きました

けれども、私もこのとおりだと思いますし、このような状況でしっかりとですね進めていただきたいなという風に思いますけれども、その中で何点かだけ質問してまいりたいと思います。今回答弁頂きましたけれども、小中学生の方々に対してですね道外の視察ですとか、体験事業というようなことを行っているということで、これについてはですね答弁中の前例踏襲ということが出てきましたけれども、これずっとこれは続けていただきたいなという風に思います。やはり子どもたちが、今後ともですね美瑛町の大事な財産であり、またこれから、ほとんどの子どもたちはですね就職や進学で今、町から離れていく方々が多いんですけれども、ただ将来に渡っていけばですね、関係人口ですとか、いわゆるふるさと納税ですとかいろんな形で、美瑛町に貢献していただくという機会が出てくると思いますし、そういうことを期待しながらですね、私は今後ともこれを進めていただきたいなと思います。なかなかはっきりした効果っていうのは分かりにくいかもしれませんが、しっかりと進めていく、これは必要があるかと思えます。町長いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 全く同感でございます少年少女道外研修事業につきましてはこれからも、しっかりと続けさせていただきたいと考えております。小中学生が道外のこの美瑛町と違う環境に置かれてその場で何を学んでくるかということは、子どもたちのこれからの成長に大きく、いい影響を与えてくれると思っております。教育関係全般に言えることですが、すぐに効果があらわれない分からないというところをご指摘しておりでございますけれども、これは必ずや、この美瑛で生まれ育った子どもたちの財産になると思っております。先ほど前例踏襲ではなくと申しましたのは、この事業を前例踏襲という意味ではなくて、行き先が同じところを毎年繰り返すというようなことではなくて、やはりその時々時代時代に合った研修内容を前例踏襲ではなく、見直していこうという考えのもとで発言させていただいたところでございます。議員からも応援頂きましたとおり、少年少女を道外研修事業これからもしっかりと執行を努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番で、山本です。小中学生、子どもたちの部分はいいんですけども、ただもう一つ、人材育成ということになります。全体的な部分があります。これは年齢は関係ないと私なんか思ってるんですけども、ただですね、やはり今いる若い世代の方々、特に20代の方々の人材育成ってどうなってるのかなというところが非常に心配な部分があります。といいますのは、今まででしたら、例えば農業関係であれば海外研修なんかに行っていたりとかっていうこと事業を行ったりしたんですけども、最近ではないと。コロナ禍前までは、

例えば農業農協がですねタスマニアのほうに人材派遣なんかをしてですね、そういう形でのこういう研修ですとかそういうのを行ってたんですけれども、コロナ禍にそれもなくなってしまったということで、実際のところですねなかなかこう、海外に行ったりですとか道外も含めてですけども、研修ですとか視察するという場面がどんどん少なくなってきたということを考えますと非常に残念だなという風に思います。なるべくならですね、こういうところにいろんな形でですねいろんな業種の方いますけれども、自分の今ある状況ですとか家業も含めてですね、その部分をもうちょっとですね深掘りした形で研修を受けて自分の将来に向けての事業展開の一つになるような、そんなようなことに、の部分で勉強してくるということも必要なんじゃないかと思うんですけども、今後やっぱりこういうことですね過去にもこれ行ってたんですけど今行われなくなったということなんですけれども、今後やはりこういう部分を進めていくことを、必要でないかと思うんですけども、町長どういうお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 私もこの点も同感でございまして少年少女のみならず若い世代、20代の世代の人たちが、広く海外で経験を積んでくるということは、これからの美瑛町にとって非常に大きな財産を持ち帰ってもらうことになると思っております。海外への派遣について、様々な制度があろうかなとも思っておりますけども、それをうまく活用しつつ、また、今般国際交流の推進の協議会も町内設置をいたしたところでございますので、そのような場を通じてでも、新たな仕組みの中から、海外で学んでいきたいんだという有能な、また意欲ある、青年層大の活動をご支援させていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。今、答弁頂きましたけども人材交流、これも非常に重要でして、先ほど来ありますけど、台湾ですとか、モンゴル国なんかも最近こういう形で交流進めていったこともありますんで、やはりこういう部分場面でもですね若い方々のこの人材交流、こういうのが必要かなと思います。やっていただいて、進めていくことも大事なかなと思っております。やはり今、円安の影響というのも大きいかなと思いますね。なかなか道外ですとか、海外ですとか、のほうに研修に行くなんてことはなかなか難しくなっていたり、今ネットインターネットなんか発達してますので、別に直接行かなくても、ある程度情報はとれるよっという話はあるんですけども、ただですねやはり思うところで言いますと、やはりその現場に行って現地に行ってですね、やはりどのような雰囲気ですとか、風が吹いてるのかどういいう天候なのか、農業関係であればやっぱり土質はどうなのかとか栽培状況どうなのか、こういうのをやっぱり勉強してくるってことなかなかする場面がないというのがですねこれ。将来

に向けて本当に新たな発展ですが新たな取り組みに向けてということができなくなるんじゃないかなと思って非常に心配してるとこなんです。やはり私自身もそういうのを経験していますので、何とかですねこういう、若い世代特にですねそういう方々にこういう経験を持ってですね、次の20年後30年後に向けてですね自分たちの取り組む、進むべき道なり何なり、方向性なりを見いだしていただければなという風に思っています。やはりそういうようなやはりチャンスですねしっかりと設けるということも重要だと思うんですね。そういうようなことも、今後やっぱり進めていく必要があるんじゃないかと思うんですが改めてまたそういうのを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ネット環境が広がり様々に情報が集まりやすい時代になっておりますけれども、やはりその現場、現地に身を置くということは格別な意味があると思っております。私ももう還暦前のおやじですけども、この年でも、海外はじめて行った海外に身を置いてたところやはりもう大きな刺激を受けますし、視野が広がり、またこれ美瑛町内でどう生かせるかなというような頭の体操、発想が豊かになるというようなことは身をもって経験しております。でありますので、それが若い世代であれば、もう効果というのはなおさら絶大でありまして、その土地の空気感、また、モンゴル国というお話出ましたけども、モンゴル国では先般では、どちらかという和林業のほうの部分強い側面もございます。その中の協力関係をという話もありますけれども、農業も盛んな土地でございます、かの地と美瑛町との間の、どういう風にうまく組合せていけば、双方が発展するのかという、様々な刺激を与えられるかなと思います。それはモンゴル国にのみならず、どこの国でも同じでございます。海外に行くということにつきまして、そしてその経験体験がその後の方の人生、そしてその方が今こうして生活していただいている美瑛町にとって大きな刺激効果となるということは間違いのないことであると確信をしておりますので、意欲ある方の取組を御支援するということを、先ほど申しましたけどものみならずチャンス設けるという御指摘でございます。促していくような、シェアをもっと広く持って頑張っていよいよと、背中を押すような、そのようなチャンス設けるといふ視点からも取組を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。それとですね、もう1点、組織活動の関係なんですけれども、組織活動これ、今若い世代の方々がどんどん減っていて、各組織、本当に組織運営するだけでも大変なような状況になってるといふのをよく聞くんなんです。今、町のほうでも支援を行ってるという話が出てるんですけども、例えば親組織があつて、青年組織がある

ところはいいんですけれども、そうでないような組織もあつたりしますんで、あと少人数でいろいろ活動している部分もあつたりします。農業関係だけでも2団体か3団体ぐらいかな、そういう形で大きなものから小さなものまでであるという風にあります。特に農業関係の部分でいきますと、例えば4Hクラブっていうのは、町長ご存じかと思えますけれども、これ農水省が管轄している、青年クラブですけども、この部分で活動してる美瑛町の組織もあります。ただここにはですね一切町からの支援は入っていないということになりますが、過去にはこれプロジェクト発表ですとか研究発表するときにですね、確か全国大会のときに旅費等の支援はあったのかと思えますけれども、通常の年間の部分ではないということがあります。ただですね非常に有能な若い20代の若い後継者の方々集まっていますねその中で、自分たちで研究課題を設け、見いだしてそして年間を通じてですね、研究そしてデータを集めて、そして発表していくと。これは上川大会、全道大会、全国大会まであるそういう組織で、最終的な対象取れば農水大臣から表彰を受けるなどそんなような組織ですけども、例えばこういうような活動を一生懸命やってる方々がいるということはあるんですけども、そういうところのところに支援がないということですね、ほかにもこういう部分もあるかと思えます。ちょうどこういうようなところの支援の体制ってのはどういう風に行っていたほうがいいのかとかどういう風に考えてるのか伺いたいと思えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 大事な視点であると受け止めております。先ほど答弁申しました青年会議でございますけれども、青年会議に対して支援をさせていただき、そこに所属している団体に対しては、間接的に御支援をさせていただいているという形が現状でございます。で、そのほかの青年が集まっている団体につきましては、ご指摘のとおり、現状、その組織そのものに対して何か支援ということは行っておりません。一つ、考えるこの青年会議に入っただき間接的にそっからの御支援をさせていただくということが考えられるかなと思えますのと、あと様々な地域活動、地域貢献活動で道外ですとか全国に行くということに対しての御支援の支援体制というものは、なかなか今ありそうでないところがございます。青年たち、若い層たちの様々な自主的な活動を御支援するような仕組みづくりにつきまして、検討させていただきたいと思えます。部活動の全道大会、全国大会の出場に対する支援策等などはございます。それに類する形で極めて顕著な成果を上げている団体を町として応援していくというような観点を持てるかなとも思えますので、そのような観点の検討を進めさせていただきたいと思えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。今答弁そういう風な形になるかなと思ってたん

ですけども。今後ですねやはり例えば若い世代の人たちが何か集まって取り組みをしようとかイベントを行おうと思ったときにはしっかりとした形でその窓口ですね、応援する窓口ですがそのお話を聞くだとか、支援するような窓口としっかりとつくっていただくといえますか、門戸を広げてほしいなと思います。何かどうしても役所というのは、敷居が高いような感じがしてしまうようなところもあると思います。特に若い世代の方々はそうじゃないかなと思いますので、何とかそれについては、対応していただきたいなと思います。今はもう当たり前といえますか、大きな組織といえますか、なってますけども、例えば白金太鼓にしる、火祭りにしる、これもともと若い世代の方々の有志の方々が始めたお祭りだったり事業だったりするわけですね。それがもう今50年とか40年とかたとうとしてるわけです。やはりそういうようなところこの取組から今美瑛町にも、大事なこの事業につながっているものがありますので、ぜひともそういうような形のものを見いだしていただくためにも、しっかりとした形の町も、町は町としての対応ですね行っていただきたいと思います。それについていかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) もちろんでございます。支援策について検討させていただきますと先ほど申し上げました。これを検討させていただきます。それで、その前段階で今御指摘頂きました、相談に乗ってくれよというところで役場が敷居が高いと思われても、まだまだ行き届かない面があるなと思っております。誰でも学校も、来やすく、相談に来ていただけるような雰囲気をつくらなければいけないなと思っております。青年団体の相談窓口は先ほど答弁申し上げましたけれども、青年会議所設立、そこの事務局というような経緯からしたら文スポが担当しておりますけれども、その他ご相談中身によって農業分野であるとか、イベントであれば商工観光交流課になるとか、ただ、分かれてくるかなとも思います。その都度都度、一番適切な所管をしている身近なところの課で相談に応じさせていただきたいと思いますので、どうぞ、引き続き活動している皆さま方は、もうもっと気楽に役場にお越し頂ければと思います。そのような活動がさらに大きく広がることによりましてまちづくりにもっと寄与していただけることにつながるとしておりますので、町民の皆さまの自主的な活動というものをこれからも、ご支援をさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。質問変えます。次のオーバーツーリズムの対策の部分でなんですけれども、今回この部分ですけれども、今現在もそうですけども12月に入ってからですけどもね。また観光客の方、非常に多くなってきたということでございます。雪が積もってからなんですけども、市街地なんか見てもですね駅前なんかにも人がたくさん

訪れていて、観光バスもたくさん停まっていると。駅前の信号を通過しようと思ってもですね、2回、3回ぐらい待たないと通れないようなときもあるというぐらい、もう人がたくさん訪れてるということで、非常にこれ喜ばしいことだとは思いますが。ただ、ただですね、クリスマスツリーの今の状況、非常にこれ本当にもうすごい勢いで、混雑してると。昨日ですかね、たまたまユーチューブの動画なんかで情報配信してる方いるんですけども、バスで行ってですねその状況動画がずっとシャトルバスですかも使っていた動画を流している方いたんですけども、その状況を見てもすごいですね。もう片側ずっと道路に車が止まっているとか、バスが引き出し来ていても、道路に人があふれ返っている状況で、本当にこれもこの部分でいくと本当に住民の方ですがね今農家の方は仕事はしてませんが、住民の方はもうまずあそこは通れない状況なのかなという風に思います。そのような中でですねこの観光スポットの周辺の方々ですとか農家の方々にしてみたらですね、常時こういうような状況が続いているということで、農家の方からいろいろお話聞いた中ではですね、やっぱり農地に入られたり、通れなかったりということは常日頃からずっと続くと。この状況を例えば農地に入って注意したとしてもまた違う人がまた来て入るような形ですから、幾ら言ってもですねそれはもう切りがないわけですね。ですからそうなるともう諦めるしかないということになってくるということになる。諦めるというかももう我慢するしかないっていう風におっしゃってましたね。我慢する方や農業者が我慢してそういうのを受け入れるような状況になっている中で、片やこの観光というところが成り立ってるわけですね。この状況でいいのかって話なんですよ。農家の人たちが我慢しながらいろんな形で精神的に苦痛だとかいろんな仕事が遅れたりしてる中で、観光が盛り上がって、そして町は潤ってたり税収が増えたりしてる。こういうような状況になってるのに、この農家の人たちはいつになったらこれ報われるのか。と明と暗じゃないですけども、それから本当にこう陰と光と影じゃないですけど、そんなような形になってると、これいつになったら解消されるんだということなんです。今いろんな対策を打たれてます。打たれてますが、根本的に、解決はしてないということを考えてときに、この部分をどうやって埋めるかっていうことですね。これ行政がやらなくちゃいけないことだと思うんですけども、ちょっとそれについていかがですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘頂いた課題につきましては重ねての答弁、私も大変重く受け止めているところでございます。生産者の皆さん、農家の皆さまがその農家の営みとして行っている行為、仕事の結果が、これがすばらしい景観をつくり、そこに多くの方が訪れてくることになって、それが観光につながっている。農家の営みがなければこの美瑛町の観光の形というものはないわけでございまして、農家の方あってこそこの観光、そして、基幹産業何だ、農業だと

いうときの基幹産業と農業が基幹産業であるというと言われも、そのご指摘頂いた部分にあると思っております。そして農業者の方と観光業の方の間の中で、軋轢があるということは、これまでも指摘をされておりますし、私も歯止めを持って分かっているところでございます。どうすれば、お互い歩み寄るようになっていくのかということ、役場行政の役割として、これからも考えて果たしてまいりたいと思っております。一つ一つの対症療法的にオーバーツーリズムの課題解消解決について、取り組んできておりますけれども、農家が我慢をしている、その反面で観光が成り立っているというご指摘、大変重いものであると、こういう風に受け止めているところでございます。これまで農家の方々から、農家に対して直接の、先ほど御質問ございましたけれども、補償的なものの支援策ないのかということ御指摘も頂いてきたところでございます。一方で個別の農家ではなくてもいいんだと、農道等とか、農業しやすい環境の整備のほうに、町が観光からの税収があるならそこに活用させてもらえれば、観光から農業に対しての有機的なつながりが生まれるということ御指摘頂ける農家の方もいらっしゃると思います。いろいろな形で観光を農から農業に還元していく、その形をつくってまいりたいと考えております。そのうちの 하나가、先ほども答弁申し上げましたけれども、宿泊税、駐車場利用税につきましても、法定外普通税でございますので、ここから頂いた税を農業の振興のために充てるということは理論理的に可能な制度設計となっております。このことを行うことによりまして、これまで長い間、課題とされている観光と農業の対立を少しでも和らげる、そういう一助になればいいなという風に私は考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。今町長の答弁の中で、周辺の整備ですとかそういうところで対応したいという話が出ましたけれども、これだけこのような状況になってますから地域の方々から直接支援できないのであれば、そこ法的な支援という形で、例えば道路整備にしる、それから優先的にいろいろ町から要望出てきて、きてると思いますから、それについてはね集中的に対応していただければなという風に思います。もう私も思いますけど、こういうことに関してはやっぱり、今答弁の中で難しいって話出ましたけど、私も確かにねこういう風な質問してはありますが、難しいなという風なことは感じております。ただですね、だからといって、このままの状況が続けるわけにいかないわけですから、しっかりとした形で、地元の方々や、周辺のやっぱり農家の方々のやっぱり意向を汲み取ってですねしっかりとした形で進めていくというような対応をするということが必要かと思っております。やはりこの答弁の中にありましたけれども、ありますけれども今カメラの可視化システムですとか、こういう導入というのも重要です。こういうのをやっぱりしっかりとした形で設置してですねガイドンスで案内を流すなりということができるといことで、ある程度この効果が出てるといことも聞いてお

りますので、ぜひともそれについての導入を進めていただきたい。やはり景観と、こういうものっていうのはなかなかこう、難しい部分もあるかと思いますが、実態としてですねここに住んでいる作業している農業者の人だから見ればですね、何とかしてくれというのは本当に心の叫びのような形で、もう毎年なってるわけですから、ぜひともそれについてもですね、しっかりと進めていただきたい。またいろんな対応してくれてますけども、やはり、さらにですね、新たに何かこう、アイデアがあればですね進めていただけてなるべくこの農作業ですとか生活に影響ないような形をなるべく進めていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどお話出ました台湾池上郷でございますけれどもこちら、水田の中の1本の木が有名になりここに多くの観光客が訪れることによって、オーバーツーリズム的な現状になってしまったという町でございます。郷長さん、町長さんとお話ししていると景観を守らなければいけないと。で、農家を守らなければいけないということで、有名な昨日周辺の農家水田でございますけど水田農家に対する支援策を講じていると。まず、景観のためにも、水田を続けてくださいというためだということと遊歩道的なものを設けて渋滞の緩和に努めていると。大変、本当に参考になる取組を進めておりまして、私達も学ばさせていただきたいと思っております。個別の農家さんへの補償というのは、なかなか本当に制度的につくれるかどうか難しいところでございますけれども、個別農家さん含む、影響を受けている、あるいは被害を受けている、地域の生産者の皆さま皆さまに有効な支援策というものを設計できないかということを考えてまいりたいと思っております。一方で、様々な課題解決の取組を進めていくのはもちろんでございます。クリスマスツリーの木に関しましては、道警さんと密に連携をとっております。今年、今月末から一定区間を歩行者専用道路にしてくれると。これは道警でないとできない規制でございます。そのような取り組みも協力を頂きながら、さらにシャトルバスなどを出すことによりまして、分散化を図ってまいりたいと思っております。可視化システムのカメラについてでございます。こちらは既に設置したところで効果が上がっていることはご報告をさせていただいているところでございます。さらに台数を増やしてまいりたいと考えており、この可視化システムにより、一つでも多くオーバーツーリズム的な課題、現象が減っていくことをこれからも目指して頑張ってまいります。その中で、景観との調和という部分がございます。一定程度、景観、一定程度といえますか、美瑛町にとりまして景観大事でございますので、景観と、この抑止効果のある監視カメラが両立する形。どういう形が両立するのか、そして効果を上げるのかというような観点を持ちながら、しかし可視化システムをさらに増やしていくという方向は間違いなく進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 時間ないんで、もう1点だけですけども、農業者の農業生産とは観光スポットだけがよく言われるんですけど、実は農業の畑作ですとか農業全体ですね、が行う農業者が農産物の生産を行うことによって今農業景観というのは出来上がってるわけですし、例えば今、展望台たくさんありますね。北西の丘ですとか、新栄の丘、三愛の丘、千代田の丘、展望台あります。これ高台にある、なぜあるかという、この上がることによって、丘の形が繋がってるのがよく見えてきれいなんですよね。このきれいに見える丘を維持している誰なんだという農家の人たちなんです。この農家の人たちの苦勞によってこの景観が出来上がってるわけですから、私はこの農家の人たちに対してやっぱり持続可能な農業を行うという形も含めて、経過も含めてですけどもやっぱり10アール当たり、例えば1万円の補助をすることでいうぐらいのこともしてもいいぐらいだと思います。ほかの地域がないものでできるわけですから。これつくった農家ですから、農家の人いなければできない。例えば農畜産物の分を除いてですね、景観だけの、例えば緑肥の作物ですね、ひまわりですとか菜種ですとか。それだけ、含めていろいろありますけどもそれだけやろうと思っても例えば、反10アール当たり1万円ではできないんです、種子代肥料代、燃料代人件費含めたできない。けども、この農産物の生産によってこの経過が生まれてるということになればですね、その価値ってのはこれかなり高いわけです。平場の平らなところでやるのと、作物を栽培すると全然違うということを考えたときに、この価値ってのは高いと思うんですけども、町長こういうような形の支援はできないかどうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 私もそのような観点から何かできないかなというのはこれまでも考えてきているところでございます。緑肥に対する助成でございます。緑肥助成の位置づけは、土づくりという観点でございますけれども、ある意味、緑肥という名目で、生産者に対する一定の支援をここでできてるのかなという風に理解してる部分もございます。ただ、それ以上に、一律にこの景観をつくっている生産者に対してということも、心中は僕はやぶさかではないと思っています。そこで、問題になってきますのは、やはり財源のところでございまして、できることでありましたら、私はただ、どこからか集めてきた。あるいは一般財源からこれを支給するのではなくて、観光と結びつけた形で、何か、観光と農業をうまく結びつける。そういう形の支援策を講じることはできないのかなという風に考えているところでございます。先ほども申しました、農業をすいません。観光を農業に還元するそのような観点を持ってどのような農業全体への支援策は講じることができるとかということをさらに検討を深めさ

せていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。最後に鳥獣対策の部分です。前段で谷本議員のほうから質問ありましたので、ほぼその内容と同じになりますので、1点だけ。先ほどの電気牧柵電牧ですね、この支援の部分の、もうちょっと拡充してほしいという部分とですね、それから関連機器ですね、先ほどシカソニックですとか、ほかにもたくさんあるんです。今出てますけどフラッシャーですとかいろんなものがあって爆音機ですとかあと、いろんなものあるんですけども、こういうものをですね、農家の人使わないと。もう鳥獣対策でシカ対策ですね、シカだとかウサギ、今はクマですね。この辺の対策できないわけですよ。先ほどの谷本さん、谷本議員のときの答弁もそうですけども、検証しなくちゃいけない何をしなくちゃいけないとかっていうようなことではなくてですね、しっかりとした形で、一戸当たり例えば一圃場でもいいし一戸当たりでもいいので、しっかりとした形でこういう機器で機器、機器ですね。こういうのに対しての補助をしていくということをやってもらわないと、もうこれから農業やっていけないという風なような状況なんですよ。これ本当に農業者の方々の皆さんそういうことをおっしゃってますので、ぜひともその辺をですね十分考慮頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 新たな鳥獣被害防止の機器についてでございます。様々開発されていることは承知しておりますし、効果あるよという生産者がいらっしゃることも重々承知しております。その上ででございますけれども、今シカの侵入対策につきましては電牧で対策をするところを進めており、それもまだ完成してない、まだニーズもあるというところがございますので、まずはここをしっかりと進めていくことが大事かなという風に考えております。もう1点、要望がないからってわけではございませんけれども、生産者の団体、農協さんなどからも、電牧以外の対してのこれが必要だというような要望もまだ今のところは強く出ておりません。というところが、やはり効果と、この検証のところはまだ今そこにされ、今進めてる段階なのかなという風に考えております。また、先ほどちょっと少しちょっと谷本議員さんにもお話ししましたが、予算財源のところ、鳥獣被害防止総合対策交付金という国の制度ございますけれども、この制度を見ていっても、電牧には、対応してるんですけども、シカソニックについてはこれ使えるかどうか多分使えないのではないかな、非常に交渉しないかなというところがございます。というのは、という面から見ても、国もまだこの新しい基金について、補助対象とすべきかどうかちょっと判断を今、データを集めてる段階なのではないかな

という風に私たちは受け止めております。そういうことも踏まえまして、国北海道の動向も見ながら、新しい鳥獣被害機器への御支援については、検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） これをもって、12番山本議員の質問を終わります。

2時35分まで休憩、休憩といたします。

休憩宣言（午後2時23分）

再開宣言（午後2時35分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、13番、高田紀子議員。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

（13番 高田 紀子議員 登壇）

○13番（高田紀子議員） 13番、高田紀子。質問方式、時間制限方式。質問事項、人生の最終段階における支援について。質問の要旨。人は誰も、住み慣れた地域で自分らしく最後の時を迎えたいと願っています。しかしながら、高齢化が急速に進む今、人生の最終段階における医療・介護の連携、そして地域での看取り体制の整備が重要な課題となっています。

厚生労働省では、毎年11月30日を人生会議の日とし、普及啓発を推進しています。

人生会議とは、もしもの時のために、自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有する取り組みです。

また、自治体によっては、終活相談窓口開設やエンディングノートの配布、終活セミナーなど終活支援サービスの取り組みが広がっています。高齢者の独り暮らしの方や夫婦のみで暮らしている方の中には、終活について切実な問題として不安に感じているとの声が寄せられています。ついては、次の3点についてお伺いします。

（1）看取りの体制について。

（2）意思決定支援の体制整備について。

（3）単身高齢者・身寄りのない方の支援について。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 13番、高田議員からのご質問、人生の最終段階における支援について答弁を申し上げます。高齢化が進む現在、孤立死や孤独死が社会問題として捉えられ、終活と

呼ばれる取組も、日常生活の中で広く認知されるようになりました。自分の人生の最終段階、いわゆる終末期の在り方について、自ら選択・決定し、準備をされる方々も徐々に増えている一方で、経済的な理由や判断力・行動力の低下等により終活を行うことが難しい方も一定数おられることから、地域での看取りや見守りも含めた地域包括ケア体制の充実が求められているものと認識しております。

1点目につきましては、現在、本町におきましては、町内や旭川市内の医療機関と訪問看護を中心に、介護福祉サービス事業所や地域包括支援センター等が連携しながら、本人や御家族の意向を尊重した最期を迎えられるよう支援を行っているところです。令和6年度におきましては、自宅での看取りを希望され、訪問看護などの専門的支援を利用された方は20件となっております。今後も、医療・介護の多職種連携を一層推進し、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らし続けることができる体制の構築に努めてまいります。

2点目につきましては、本町は旭川大雪圏域連携中枢都市圏協定に基づき、旭川成年後見支援センターを活用し、市民後見人の養成や権利擁護に関する普及啓発に努めております。また、身寄りがない方、あるいは親族がいても支援を受けられないなど、判断能力が不十分な方に対しましては、自治体の長が家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行う、いわゆる首長申立てを、令和6年度は1件実施したところです。個々の状況に応じて、法テラスなどの法的な支援機関とも連携し、必要な支援につなげており、今後も意志決定が適切に行われるよう、関係機関との連携強化と周知啓発の充実を図ってまいります。

3点目につきましては、社会福祉協議会や民生委員等が実施する一人暮らしや高齢者世帯への訪問・見守り活動、地域包括支援センターによる家庭訪問による状況把握など、地域のセーフティネットを活用し、社会的孤立の予防を図るとともに、ケアマネジャーや地域包括支援センター等が必要に応じて親族との連絡・調整や各種支援につなぐ役割を担っているところであります。一方で、高齢者に限らず、日頃から行政や支援者等とのつながりが乏しい、いわゆる孤立している方につきましては、緊急時の入院・入所の手続や亡くなられた後の各種手続等において、対応が難しいケースが生じているものと認識しております。

今後も、成年後見制度を始めとした権利擁護事業や死後事務委任契約など、人生の最終段階に備えるための制度やサービスに関する情報提供及び啓発活動を進めるとともに、多様な主体との連携を図りながら、町民の皆さまが孤立することのない、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを着実に推進してまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。厚生労働省の人口動態調査によれば、令和5年

に高齢者が死亡した場所としては、病院診療所が約66%、自宅が約17%、介護老人施設が約16%との調査結果となっていて、大半が病院で亡くなっていらっしゃいます。体調が悪くなると、病院での医療や看護、介護ケアが行われ、共には、最期には病院で迎えるってということも、通常の当たり前の考え方に今なっている状況があると思っています。なので、本人も家族も良い看取り、看取られということの理解と準備がなされていないというところに、病院での最期をなるってということが多いのではないかと私は原因があると思っています。そこでですね、コロナ禍からなんですけれども、病院に入院した場合に思うように面会ができなかったり、また、最後の看取りのときにも、家族が会えないでいるということが今でもまだ、度々起っていることもあります。そんな中で、家族は、今、以前からのコロナ前の状況から考えると、看取りというものをしっかりと考えなきゃいけない状況になっているという風を感じているようになっています。私の周りの人は、高齢者もそうですけど、親を看ている子どもたちも、ちょっと以前よりもしっかりと考えなきゃいけないという風におっしゃっている人がいます。そこでですね、地域における高齢者の看取りについて、町長の見解をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 非常に各ご家庭各個人のプライベートな部分に入るところでございますので、慎重にお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、これからの地域包括といいますか、医療の在り方につきましては、より一層住み慣れた地域で、また自宅ですと、こういう方向性が強まっていくものと思っております。そしてそのニーズが高まっていくという想定のもとで、例えば美瑛町といたしましてもこれからの医療、介護看護の方向性というのは、在宅というのがキーワードになってくると思います。そういう流れを受けますと、最後の看取りの問題も、自宅在宅でということが望まれてくる。また希望されてくるということが、今後は増えてくるだろうなという風に思っております。とって、病院での治療を決して否定するわけではございませんけれども、住み慣れた地域、住み慣れた自宅で最期を迎えたいという方は、今後とも増えてくるだろうなという風に感じております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。今町長おっしゃるとおりで病院でっていうところで、やはり例えばなんですけれども、誤嚥性の肺炎で病院に入院しました。治療を受けて退院しました。でも、数か月後にはまた誤嚥性の肺炎で入院しました。入退院が続いたりしている中で、病院で最期、そういう中で病院で最期を迎えるっていう風になったとき、家族は、死についてっていうことをしっかり受け止めてないところもありますので、病院に行ったら治ってまた帰ってくるっていう考えがあったり、また、そういうところをそういう考えの中にある

んですが、でも最期は病院でっていう風になっているので、結局病院で最期を迎えるのが、もんならうなって、何ていうんですかね、諦めのような感じにもなっているかなという風に私感じていて、ただ、そう言っても、やはり最期は本人が、最終的に最期は本人はどんな考えでいたんだろうなというところで、亡くなった後に、家族はいろいろと考えてしまうところがあるので、その辺のところからですね、結局最期の看取りっていうところについて、町民と、それこそ、先ほどご説明ありました多職種の方たちも合わせて、看取りについて話し合うっていう場を設けていただけないかなって思っています。そこにはやはり、それぞれ皆さん家庭が様々ですし、でもその看取りっていう死というものについてしっかりと考える場っていうのも必要なかなって思っていて、高齢者の人も結局最期のときにはどういう状況があつてどういうことがあるんだろうなというところが、分からないので、なおさら不安になっているところがあるので、一度そういう場を設けてみるのもいいのではないかなという風に感じているんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 個人的な見解に近いものになってしまいそうでございますけれども、もしかしらこの後、ご質問頂けるかもしれませんけれども、例えば、終末期。また、お亡くなりになられた後様々な手続等がございます。そこをご支援していくということは、行政として非常にこれから重要であると思っておりますけれども、看取りというところを、どう死向き合うのかというところにつきましては、それぞれの方の個人、まさに人生観ですとか、宗教観に関わってくるところでございます、そこに行政がある意味入り込んでしまっているのかなというように感想も少し持っているところでございます。ただ、美瑛町としましては、看取りも含めてという意味で解釈していただければ、いわゆる終活活動について、終活セミナーを開いたりですとか、先ほど申しました法テラスとの勉強会を開催したりとかは、町として主催してこれまで行ってきております。看取りの個人の方の心情、人生観、宗教観に立ち入ることはなかなか難しいと思っておりますけれども、よりよい最期を迎える、それは亡くなりになられるご本人はもちろんですけれども、周りの方ご家族の方も、最期自分が納得できるような、後悔のない最期を迎えられるような準備を進める。そのためのお手伝いセミナーですとか勉強会というものは、広げていくことができるかなという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。答弁を頂きました。それではですね、2点目の意思決定支援の体制整備についてお伺いいたします。厚生労働省が人生会議の普及啓発が行われるようになって、このことを基本に、各自自治体で独自のエンディングノートを作成し、普及

啓発が行われているところなんですけれども、このことで、もしものときに備えて、本人の生活、医療、介護に関する希望、財産の所在、人間関係、契約関係など本人の情報を記載していくことで、緊急時における希望などを家族や周囲の方に伝えることができるということで、エンディングノートがつくられているようなんですけれども。えっとまたですね、自分の思いや希望を掘り起こして自分がどのような老後を過ごし、どのような最期を迎えたいのか、記載するうちに、どんな準備が必要かと考えることもできますし、本人の不安の解消になると思うところなんです。今認知症が多くなってきている段階で、家族もその親のことを介護する中で、とは言っても世帯が分かれているような状況だったり、同居していても、やはり親は親の世帯ってところから、なかなか親の生活の状況っていうのが、つかめないっていうところもあって、結局、親が入院しました。じゃあ何がどこにあるんだろうという状況なんだろうっていうところが、子どもにも分からないっていうところもあり、また、認知症の軽いときって、もう起伏が激しいので、その時によって全く子どもと向き合えない状況もあったりするものですから、本当に、しっかり指導した中で、エンディングノートっていうものを独自で、町が独自で作成し、町民に配布する、普及するっていうことが必要ではないかと思っています。本町では、子どもに対して、美瑛町子育てファイルのストリームがありますよね。あれの大人版。高齢者もそうですけど、一般の方たちも急遽がんになりましたとか、突然に大きな病気をして入院しますっていうこともあるので、高齢者だけではなくって、一般の方も使えると思うので、ストリームの大人版などを作成してみたいかなと思っています。町長のお考えをお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) エンディングノートについてでございます。ご指摘のとおり、現在、美瑛町では、これを配布したりとか作成したりしていることはございません。エンディングノート等につきましては、市販で様々な業者さんが様々な形のエンディングノート販売をされております。そこご利用頂きご自分に合う形のものを探されるということが、今すぐにでもできることかなという風に思っておりますけれども、町独自、ストリームが非常にいい美瑛ならではの独自の教育の展開の中心になっていると同じように、役場が作成することによって、これだけのメリットがある。市販のものでは違う、これだけ大きな美瑛ならではのと言えるような内容を想定できるのであれば、つくっていくことも検討に値するかなという風に考えております。が、今のところは、様々な市販のエンディングノート出ておりますので、そちらをご利用、自分に合う形のものを選んでご利用頂くのが、ふさわしいのかなと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。今、町長のおっしゃるとおり市販のものいろいろあるんですけども、高齢者の方で、自分でファイルを、探そうと思っていたんですけども、いろんなことものがあって、なかなか自分で選べないってところがあるので、であれば、町のほうでも、こういうものがあるよってこういうのを、これだったら合うんじゃないかとか、そういう相談とかにも、しっかりと話をしてもらいたいなという風に今ちょっと感じたんですけども、その辺どうでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） その部分につきましてはまさに高齢者の方を行政がサポートする、お支えをしてくれる業務の一つに入っていると思います。そのような、自分が自分らしく、最後まで生きる。そのために、どのようなエンディングノートがいいですかというご質問がございましたらそれに、応じていくのが行政の務めであると思っています。是非ご相談を頂きたいと感じております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。もっともう1点なんですけれども、厚労省がやってくる人生会議、これは医療関係者とか本人家族それぞれが、終末期を迎えるに当たっての本人の意思確認を関係者みんなで話し合っ、共通意識を持って終活の支援をするっていう状況なんですけれども、この辺については、一般の方たちも、その辺で、その辺、相談をし、そこに支援を頂けるのかどうかってところをちょっと再確認させてください。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） すいません。美瑛町民がこの厚労省事業に参加することへの支援というご趣旨でしょうか。すいません。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高田議員。

○13番（高田紀子議員） 厚労省の人生会議がそういうような形で行ってるんですけども、町としてもそのように、心配事とか、それこそ例えばなんですけれども、おばあちゃんがいらっしゃいます。息子さんがいます。2人だけの生活なんですけど、息子さんがはっきり言うと、引きこもりに近い、はっきり引きこもりではないけど、引きこもりに近い状況になっていて、お母さんとしては息子に、心配をかけたくないって負担をかけたくないって気持ちがあった場合に、まだそのおばあちゃんの場合支援を受けていないので、誰に相談し、誰にこの気持ちを伝えて相談に乗ってくれるのかって、そういう場所が分からないって言われたことが

あって、そういう場合に、その地域包括センターのほうで受入れて、その支援をやっていただけるのかっていうところの、そういう方たちって結構多数いらっしゃると思うんですよね。家族でもやっぱり、お互いに現状の話合いをしないような状況がありますんで、そこんところを今後どういう風な形で支援をしていただけるかというか、支援センターでそこまでもお話をっていうか話合いを設けてくれるのかどうかっていうところを、確認させてください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) すいません。ご丁寧ありがとうございます。そのような個別のお悩みにつきましては地域包括支援センターにでも結構でございます。ぜひ、ご相談に来ていただきたいと思います。まさに町民の皆さまの切実なる、心配事、悩み事でございますので、そのような内容に寄り添っていくのが行政の役割でございます。ぜひともご相談頂きたいと思います。また、先ほど終活セミナーも開いてきたと申しましたけれども、個別ケースではなくて、一般的な形で、もっと勉強したい知りたいということであればそのようなセミナーを数増やすということも当然考えられますので、非常に人生にとって大事な問題でございます。行政としての役割をしっかり果たしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。では3番目の単身高齢者、身寄りのない高齢者の支援についてお伺いします。また、これ、厚生労働省での世帯構成の推移と見通しっていうところで、2050年の見込みでは、単身世帯が約44%、5世帯に2世帯で、高齢者単身世帯が約21%で、5世帯2世帯という単位単身世帯が増加するっていう予想がされています。この状況を踏まえてですね、ある自治体のところで、自治体提供するサービスっていう形で、本人の緊急連絡先、持病を葬儀の希望エンディングノートの保管場所などの情報を事前に自治体に登録するっていう制度を終活登録制度を運用している自治体があります。この制度によって、万が一の場合に、混乱の防止や行政の対応の明確化、そして、何より高齢者本人の安心につながっているということで、自治体のほうからの報告みたいなことを聞いたことがあって、実際にですね緊急された際に、登録していた親族の緊急連絡先を伝えることができ入院ができた事例とか、亡くなった人の親族が把握していない個人の友人が緊急が緊急連絡先に登録されていたことから、判明して葬儀の連絡ができたっていうような事例があるそうです。この制度について町長のご認識をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今ご指摘頂きましたのはいわゆる死後事務委任に関わるものであると思

います。権利擁護支援策のさらなる充実が進んでいるという風に受け止めております。身寄りのない高齢者の方の終末期、また死後の様々な手続権利を擁護していくということは、これまでの制度の中からは、救いきれない新しい問題であるという風を感じております。それがために、国のほうも今、具体的に動き出してきているのかなという風に受け止めております。もちろん、美瑛町といたしましても、そのようなお立場の方がいらっしゃるだろうという推定のもとで、死後事務支援というものはこれからはさらに充実させていかなければならないと感じているところでございます。先ほど来から申してますけども、やはり人生の最後。またその死後、自分、またご家族がどういう扱いを望むのかということは、非常に個人的でもあり、人生の総決算みたいなのところもあり、宗教観もそこに関わってくる方もいらっしゃると思います。そういう意味では、行政が関わりにくい一面、非常に大事なことであり、その部分を安心感を持って、生活をする事ができるということが、町民の皆さまの安心して、豊かな生活がこの美瑛町で営むことができるんだということにまさに繋がることだと思っておりますので、大変重要なお指摘であるという風に受け止めております。そしてそのいわゆる一言言ってしまうと死後事務委任の契約でございますけれども、自治体がやっていると、近隣では社協さんがやっていると、二つが出始めてきているところでございます。この、死後事務委任が必要であるということは重々承知をしている上で、自治体がやるべきなのか地域の社協さんとともにやるべきなのかということについては、これからまだ、社協さんも踏まえて意見交換をさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 13番、高田議員。

○13番(高田紀子議員) 13番、高田です。最後なんですけれども、先ほどのように、いろいろなことで、本人たちが困ったときに、困ったというか自分の人生のことを考えて、どういふことをしなきゃいけないんだっていうような先ほどからのちょっと例を出しながらお話をさせてもらってるんですけども。なので、結局相談窓口みたいな、はっきり言って、ここ、こういう窓口がありますので、どうぞ、相談に来てくださいみたいなことで、しっかりと公表してもらおうというか、そうしていただければ、本人たちも、何ていうんだろう、自分のことを、言っているのか悪いのか。こんなことを言っちゃご相談していいものなのかっていう不安感を持っていて、で、中には司法書士の先生のところに行って、こういうこうこうこういう問題があるんだけど、先生どうしたらいいんだろうねみたいな話をされることもあるらしく、なので、ちゃんとした相談窓口がありますよっていうことを伝えていただければと思いますが、町長どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 町民の皆さまのお困り事、相談事でございますので、遠慮なく役場のほうに思いつけ頂きたいと思えます。ではありますけれども、司法書士さんとか業者さんというお話もございましたけれども、場合によっては公正証書を融合を作成するということが例としてあるようでございますので、そのような専門家の方々のお力を頂く中で、物事が解決していくこともあろうかなと思っております。そういう意味では、最初から専門家の方にご相談するというのも一つの手なのかもしれないなと思えますけれども、まずは、町民の皆さまのお困りですので、役場のほうにご相談を頂き、役場のほうで体制を整えまして、こういう場合は専門家、こういう方々のお力を借りたほうがいいよ、あるいは社協さんのお力を借りたほうがいいよ様々な解決策があらうかと思えます。その終活に関する相談窓口でどういような相談が想定されるということにつきまして、保健福祉課中心に深めてまいりまして、相談窓口個々にということがはっきりしましたら、皆さまにお知らせをさせて、分かりやすくお伝えをさせていただきますたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） これをもって、13番議員の質問を終わります。

次に、8番、保田議員。失礼しました。坂田議員よろしくお願ひします。

（「はい」の声）

8番、坂田議員。

（8番 坂田 昌則議員 登壇）

○8番（坂田昌則議員） 大変お疲れさまでございます。あと残り2人ですので、私質問の文書短いので短めでいきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。8番坂田昌則、時間制限方式、質問事項については、役場職員の副業についてです。本年6月に地方公務員法第38条の副業の原則禁止から許可制で柔軟化し、総務省通知により営利目的も可（要審査）、報酬のある副業も条件付きで許可対象になりました。近年、どの業種・業界においても人材不足が叫ばれています。農業においても繁忙期や野菜栽培において人材を確保することが難しくなっています。そこで、次の2点について伺います。

（1）職員の副業についてどう考えていますか。

（2）許可するとしたらどのような業種が考えられますか。

（2）許可するとしたらどのような業種が考えられますか。質問の相手は町長でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 8番、坂田議員さんからのご質問、役場職員の副業について答弁を申し

上げます。地方公務員の副業制度につきましては、議員御指摘のとおり、本年6月の総務省通知により、営利企業等への従事を原則として制限し、任命権者の許可により例外的に認めるといふ従来の枠組みを維持しつつも、一定の条件の下で、より柔軟に副業を許可できる制度として、改めて整理されたものと承知しております。

本通知の趣旨を踏まえ、本町における副業制度の導入に当たりましては、職員の自律的なキャリア形成や副業を通じた地域への理解の向上、副業により得た学びを行政サービスにいかすという効果が得られる一方で、本業である公務に支障をきたすことや職員の自発的な意思に基づかない動員的な労働とならないよう、十分留意した上で導入を進める必要があるものと考えております。

1点目につきましては、職員の副業により、地域の担い手不足の解消、職員の経験や視野の拡大にもつながるものと考えており、公務員としての服務規律が確保されることを前提に、過度な労働時間とならないよう適切な事前審査と管理の下で、一定の範囲内において副業が可能となるよう制度化を検討してまいります。

2点目につきましては、副業の許可に当たり、従事理由や内容、当該職員の勤務状況等を総合的に評価した上で、個別の申請ごとに慎重かつ柔軟に判断してまいります。特に本町の基幹産業である農業や地域の子どもの健全な育成に資する社会教育等の分野につきましては、地域の実情やニーズを踏まえ、許可の対象とし得る分野として検討しつつ、その他の業種も許可対象とすることを視野に入れながら、適切な運用の在り方について検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 8番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

8番、坂田議員。

○8番（坂田昌則議員） 8番、坂田です。答弁を頂きました。総務省の狙いも、職員のスキルアップだとか、キャリア形成だとかいろんなことにつながるように、この許可をしていくというような書き方をしております。ただやっぱり今の時点で例えば僕この副業について、いつだったかな。人から人伝いで副業できるんだよっていうことを聞いたんですね。実際は知らない人も結構多分多いと私は思ってるんですよ。できれば、この一つ目の答えにあるように、この制度化をするのであれば、制度化をしながら公表していくっていうのも必要ではないかなと思うんですが、町長どうでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 公務員の副業化、具体的に個別として、美瑛町職員の副業化についてでございますけれども、これまでも内部では検討してまいりました。ただ、現時点を持ちまして

もまだ制度としては完成してないところがございます。内部としては、もう非常に前向きに、総務省の通知もございますので、制度化していこうという基盤の中で詰めを行ってまいりたいと考えております。で、制度化が図られた後には、速やかに、で、もしかしたらこの後ご質問あるかもしれませんが、許可基準を設定しなければなりません、どういう基準に基づいて副業を美瑛町は認めますということを規定してまいりますので、その部分につきまして速やかに公表して町民の皆さまにも分かりやすく説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 町長のおっしゃるとおりだと思います。ただやっぱり、なるべく早く制度化をしたほうが、僕はいろんな意味でいいんじゃないかなと思います。町長のおっしゃる許可の基準とかいろんなものが引かかってくるものもありますし、今まで、今までも実はその農業とか地域貢献活動は非営利であればOKだったんですよね。ただ、それが営利目的でもいいし、農業でも、実際、大体一日の日給ぐらいはもらえるような許可制になってきているので、早く制度化してほしいなど。それを早く公表してもらって、皆さんもやりたくない人もいますけど、やりたい人は活躍してもらいたいと思うのが、一つのことです。それで、例えばこの副業OKになったよと、営利でもOKだよっていう風になれば、もちろん本人たち、副業するほうも、そうでしょうけど、事業者が、農業でも商業でも観光業でもいいんですけど、いやそれならぜひちょっと手伝ってほしいなっていう人はいっぱいいると思うんです。ですから、やっぱり先ほど言ったように制度化を早めていくというのが必要ではないかなと思っております。非常に難しい許可をするんでもう難しい、いろんな審査をしないかなんとか、個人で申請をして最終的には町長が任命権者である町長が許可をするんでしょうけど、そここのところの事前審査があんまり複雑化しないようにしてほしいなと思うんですが、町長どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今回地方公務員の副業が緩和はといいますかよりしやすくなった背景には、やはりこの地域、地方の各分野における人材不足。その中で、様々な経験ノウハウのある公務員が力を果たして、地域を一体となって盛り上げていこうという、そういう趣旨があるという風に理解しております。当然ですのでその趣旨を我々もちゃんと賛同しているわけですから、早く実施に移せる、そういう体制を整えてまいりたいと考えております。これまでも副業制度がございましたけれども美瑛町内では美瑛町では、要綱ですとか規則に定めがございませんでした。で、ここにやはり位置づけしないと、副業認める認めないにもならないと

思いますので、総務省が言います許可基準を設定せよというところの許可基準は、この要綱規則の中にはっきりと明文化することが走行につながると思っておりますので、速やかに規定を設けてまいりたいと思います。そして、御指摘のように申請後の時間かかってしまっただけでは意味がない場合もありますので、分かりやすく簡潔になった基準、あるいは申請手続にしていきたいと考えているところでございます。ただ、意欲ある、やりたいという職員が今もいると思いますし、すぐにできるように、なるべく早急に取り進めていく、意欲ある人がいつでもできる環境を整えていくということを第一に努めてまいりたいと思います。一方で、これまでもお話し出てますけれども、何か強制的に、おまえちょっと行ってこいというのが非常にちょっと恐れているところもございまして、そうはならないように、もう本当に本人の意思で基づいて、意欲を持って働ける、その方々が働きやすい、働きやすいといえますか、参加しやすい環境を整えなければなりませんので、時間をかけずに努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 町長のおっしゃるとおりで、強制するようになっては、ちょっと元も子もないんですけれども、せつかくこういう通知が来て、制度化しなさいよって言うんですから、ぜひ速やかにやってもらって、例えば広報でも、公務員の副業もよくなってこういう制度でやりますよっていうことを公表してもらおうことが、次につながっていくと思いますし、職員も、知ってる人と知らない人は多分中にはいると思うので、その辺をうまくやっていただいて、ぜひこの副業の制度をうまく使っていただければなと思います。最後に、町長何か気持ちがあればお願いして、質問を終わりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 地域の経済のみならず、教育もでしょうし、地域の発展に資する制度を新たにつくられたと思っております。有用な制度でございまして、まず制度を整える。で、意欲ある人は、すぐにでも手を挙げていただく。そして実施に移せるその環境を整えていくのは当然のことでございますので、なるべく早く制度化し、それを町民の皆さまに早く公表させていただきたいと思っております。

○議長(野村祐司議員) これをもって、8番坂田議員の質問を終わります。

次に、4番、興梠勝也議員。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

(4番 興梠 勝也議員 登壇)

○4番(興梠勝也議員) 番号4番、興梠勝也。質問方式、時間制限方式、質問事項1、教育委

員会の役割への考え方について。質問の要旨。学校教育は、子ども達の健全な人格形成に大きな役割を担っており、美瑛町の教育現場でも子ども達に寄り添った教育活動に取り組まれています。社会教育も地域住民の生きがいを育む重要な役割を持っています。そのような学校教育・社会教育を担う教育委員会は、教育の政治的中立性の確保や首長からの独立性といった意義・特性を有しています。文化・スポーツの振興、文化財の保護といったことも役割の中にも含まれています。そのようなことを踏まえ、今後の教育行政の考え方について問います。

(1) 教育の政治的中立性の確保への考え方について。

(2) 少子化に伴う今後の学校運営の考え方について。

(3) 少年団や部活動も含め、文化・スポーツ活動、社会教育の振興に向けた取り組みについて。質問の相手は町長、教育長です。

2、町の観光行政の在り方について。質問の要旨。上川総合振興局による令和6年度の観光入込客数では、美瑛町は268万5,900人で対前年度比112.5%と、旭川市に次ぐ多い数字となっています。宿泊客数も増えており、コロナ禍以降の観光業は順調な伸びが続いています。

一方で観光問題への対策については観光協会に丸投げしているといった感もあり、町ではどのような観光行政に取り組もうとしているのか見えにくい状況です。また、宿泊税や駐車場利用税についても、どのような進展になっているのか、議会や宿泊事業者などへの説明は今のところなく、宿泊事業者の不満や不信感も高まっています。

そこで観光客の問題行動への対策も含め、町民から理解を得られる今後の観光行政の進め方について問います。

(1) 町の観光業における経済効果の数値化について。

(2) 道外・海外での観光客誘致プロモーション活動の成果について。

(3) 宿泊税・青い池駐車場利用税の進行状況について。質問の相手は町長です。

3、町内の経済対策について。質問の要旨。物価の高止まりが続く中、町民の消費活動も鈍化したままで、町内の景気も停滞感が漂う状況にあります。町では、プレミアム率5%のBeコインチャージキャンペーンを11月11日から18日まで行いましたが、消費活動を大きく促しているとは言い難く、年末を前に町民からは生活は苦しいとの声も多く聞かれています。国では経済対策支援策として、子育て支援給付金を掲げましたが、消費活動を促す町独自の町民支援策も望まれるところです。

そこで、町民の生活を守る支援策への考えを問います。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 4番議員の質問の答弁を求めます。まず、質問事項1についてははじめに、鈴木教育長の答弁を求めます。

(「はい」の声)

鈴木教育長。

(教育長 鈴木 薫君 登壇)

○教育長(鈴木 薫君) 4番議員、4番興侶議員からのご質問であります、教育委員会の役割への考え方について答弁申し上げます。よろしく願いいたします。教育委員会は、教育に関する事務をつかさどる執行機関であり、携わる業務は、学校教育、社会教育、スクールバス、図書館など多岐にわたりますが、いずれの業務も町民の皆さまの生活に密接する重要な役割を持っているものと捉えております。

1点目につきましては、教育基本法第14条第2項に特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならないと規定され、また、独任制である首長から一定程度独立性を持たせることで教育に対する政治的中立性を保持する機関が教育委員会であると認識しております。このことが遵守されることは尊重されるべきことと考えます。

また、教育委員会の職務権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定されており、議員御指摘のとおりスポーツに関することや社会教育に関することや文化財の保護に関することが教育委員会の職務である旨規定されておりますが、このうち、スポーツ、文化、文化財に関する業務は、本町の機構と各課の業務の内容に応じて、法律の範囲の中で町長部局へ職務権限を移管しております。

今後これらの業務が、著しく偏った執行となることはないと思っておりますが、あらゆる業務の適正な執行に向けて、常日頃より町長との意見交換を大切にまいります。

2点目につきましては、本町でも児童生徒数の減少が顕著であります。小規模校では、児童生徒一人一人に対するきめ細かい指導が可能であることや様々な行事で全ての児童生徒が主役になれること、児童生徒が互いをよく理解し人間関係が深まりやすいことなど、小規模校だからこそそのメリットをいかした学校運営が重要であると考えます。また、本町においては、市街地に住みながらへき地校への通学を希望する児童生徒もおり、このような個々の状況に応じた選択肢を確保していくことも大切です。

今般、子どもたちや保護者のニーズは多種多様であります。この町の学校で良かったと思ってもらえるような学校運営の推進はもちろん、本町の今後を見通した持続可能で最適な教育環境の構築に向け邁進してまいります。

3点目のうち少年団・部活動については、現在、中学校の部活動の地域展開が大きな課題となっておりますが、部活動のみを地域展開するのか、少年団も含めた町全体の文化・スポーツの育成として捉えるのかも含めて、関係部署とも連携し方針を出してまいりたいと考えています。また、社会教育の振興につきましては、第10次美瑛町社会教育中期計画に掲げる、継続的な学びを基本理念に、町長部局と連携、協力しながら生涯学習機会の提供と活動支援に努めているところであり、今後におきましても一人一人の学習ニーズを把握し、多種多様な公民館

事業の実践や交流の場の確保等、子どもから大人まで生涯にわたって学び続けることができる環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 次に、質問事項1について角和町長の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 4番、興梠議員のご質問に対しまして、引き続き、町長部局からの答弁を申し上げます。首長の指揮監督から独立して中立な行政運営を行う行政委員会の設置目的と役割を今後とも尊重してまいります。

また、3点目のうち文化・スポーツ活動につきましては、こころの豊かさや地域のつながり、健康や生きがいつくりの観点からも重要な取組であると考えております。活動の拠点となる場の適正な維持管理を図るとともに、ニーズに合った芸術文化活動の振興や生涯スポーツの推進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長そのままお願いします。次に、質問事項2及び質問事項3について、角和町長の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） それでは質問事項2、町の観光行政の在り方について答弁を申し上げます。本町の観光につきましては、コロナ禍において大きく落ち込んだものの、令和6年度の観光入込数は、過去最高の268万6,300人となり、コロナ禍以降、回復・伸長傾向が続いているところです。一方で、交通渋滞やマナー違反といった観光客の問題行動への懸念、地元住民の生活環境への影響など、いわゆるオーバーツーリズムにもつながり得る課題も顕在化しているものと認識しております。町といたしましては、観光を否定するのではなく、地域経済を支える重要な産業として位置づけた上で、観光がもたらす利益と、環境や暮らしへの負荷とのバランスを取る持続可能な観光の実現を目指してまいります。

1点目につきましては、観光入込数や宿泊者数、各種統計などを参考に、一定の把握に努めてきたところでありますが、議員御指摘のとおり、町内経済への波及効果や来訪者に起因して追加的に発生している行政コストなどについて、より実態に即した形で数値化していくことが課題であると認識しております。この点につきましては、来年度に実施を予定しております、観光マスタープラン策定業務の中で、観光消費額や経済効果について、より精度の高いデータの収集・分析を行い、具体的な数値をお示ししながら観光施策を進めてまいります。

2点目につきましては、例えば富良野・美瑛広域観光推進協議会を通じて、雪をテーマとした冬の景観やアクティビティの魅力発信に取り組んでおり、近年の冬季における海外観光客の

増加につながっているものと考えております。また、大雪カムイミンタラDMOへの参加に加え、本年度からはあさひかわ観光誘致宣伝協議会にも加入したところです。北海道外・海外における観光客誘致に向けた、これらの広域連携によるプロモーションは、単独の市町村では届きにくい海外市場に対して、効率的かつ効果的に情報発信を行う上で、大きな役割を果たしているものと考えております。

3点目につきましては、現在宿泊税及び駐車場利用税は、本年6月の第4回定例会において条例をお認めいただいた以降、宿泊事業者や総務省との協議を行ってきたところであり、総務省では、令和7年10月14日開催の地方財政審議会において条例の規定内容を審議し、この度、税の公平性からみて町民だけを課税免除とすることに疑義があるとの回答を受けました。本町といたしましては、これまで原因者課税という考え方に基づき制度設計を進めてきたところであり、引き続き総務大臣の同意が得られるよう、協議を続けてまいります。

質問事項3、町内の経済対策についてお答えをいたします。燃料や食料品、日用品を始めとする物価の高止まりが続く一方で、賃上げが物価上昇分に追いついていない状況が続いております。町民の皆さまの家計が厳しい状況にあるのみならず、このままでは町内における消費活動の鈍化や景気の停滞感につながる恐れがあり、町といたしましても、強い危機感をもって受け止めております。

御指摘いただきましたプレミアム率5%のBeコインチャージキャンペーンにつきましては、令和7年11月に、商工業の振興と電子地域通貨のチャージ促進・日常利用の定着を図る観点から実施したものであり、期間中のチャージ額は約4,500万円となっております。

御承知のとおり、Beコインは町内登録店舗での利用に限定されることから、確実に町内経済を循環させる仕組みとなっております。また、財政負担とのバランスを勘案しながら事業を行うことができることから、家計の一部負担軽減と町内消費の維持・喚起の両面において、事業者・利用者双方に効果があったものと受け止めており、あわせて、Beコインが町民の皆さまの間に定着してきていることを実感しております。

今後の町民支援策につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施を検討しているところであり、以上でございます。

○議長（野村祐司議員） それでは質問事項第1、教育委員会の役割の考え方についてから順に4番、興柁議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

4番、興柁委員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。政治的中立性ですけれども、例えば総合的な学習の時間で、今学校の現場に町の政治的な事情が入り込んでいる現状も見え隠れするので、今回の質問させていただいたんですけれども、答弁で首長から一定程度の独立性を持たせるってある

んで、対立しろとは言わないけれども、教育委員会として言うべきことは言うスタンスっていうのは持ってほしいなという思いをちょっとここに込めています。そこでまた答弁でした職務権限に触れていますけども、文化財の保護は教育委員会の責務だと強く私言ってきたんですけども、これは差し出してるし、次の社会教育中期計画、これ作ってるつくってる最中で、私ちょっと傍聴させてもらってんですけど、これも委員会に委託して、事務局は文化スポーツ課の職員が担当して中身を作ってます。これ、言ってみれば社会教育丸投げしてるような状態じゃないかという風に見えるんですけども、この辺学校教育はよくこれからやられると思うんですけども、社会教育についてどんな風に文化スポーツ課のすみ分けというか、どのように関わり方とかどのようにやっていくのかっていうのをもう一回伺います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木 薫君) 私もずっと、学校現場にいたので、社会教育は余り携わることはなかったんですけども、この立場になって二月余りですけども、いろいろ町の仕組み等々も調べてみました。普通、ほかの町の経験ですけども、教育委員会と社会教育は、教育長の下にあるっていうのが一般的なんですけども、本町については、先ほど答弁させていただきましたが、法律の範囲の中で、いくつかは町長部局に行ってるっていうそういう事実が分かりました。その中で、先ほど中期計画についても、実際は、スポーツ振興課のほうで、委託してやっていただいているというようなことも、教育長になってはじめて分かりました。そこら辺については今後、興柵議員がおっしゃられたように、こちらとしても、どうしていったらいいのかっていうのは当然、独立された教育委員会として検討して、必要に応じて、町長部局と話し合いを進めていきたいなという風には認識はしております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) 4番、興柵です。本来なら、教育委員会は、町内の歴史文化スポーツも含めた、もっと大きな組織であるべきものだという風に私考えてたんで、これ、対外的なイベントは別として、教育委員会がもっと主導権を持って社会教育も引っ張っていくっていう風な姿勢を見せてほしいなという風に思ってるんですけども、その一環として、例えば、郷土学館美宙ここ教育活動を一番行ってるころなのに、教育委員会管轄にならない。だから、博物館法にのっとって博物館としても認められない。先日クリスマスレクチュアいらっしゃってましたよね。佐治先生が佐治台長が繰り返しこのこともおっしゃってたんですけども、それも踏まえて、郷土学館が教育長これからどのように見ていくのかというお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長（鈴木 薫君） 現在は教育委員会部局ではなくて、町長部局にあるということで、そこについて、今、この場で個人的に意見を言うことがどうなのかというのはちょっと私、分からないので、述べるべきではないかなと。そこについては、再度持ち帰って、町長部局等も含めて検討を差し上げる必要があるかなというか、そこで検討すべきことかなという風には認識しています。はい。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵委員。

○4番（興柵勝也議員） 4番です。次2番目少子化に伴う学校運営ですけれども、これ、多分答弁の中で多分小規模校のことも入ってるのかなと思うんですけれども、学校でコミュニティスクールの取組もあるけれども、教育長もよくご存じのように、小規模校って地域との密着度がすごく濃いですよね。だから、これ存続も含めて、学校と地域を結んでるけども、ここに教育委員会はどんな風に関わっていくのかっていう部分っていうの考えがありましたらお願いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木 薫君） 私も学校現場のときには、小規模校にいて、小規模学校と地域が非常に密接に結びついているというのは肌で感じております。今の教育委員会に入りましてこういう立場になって、今、町内の小規模の学校もだんだん児童生徒数が減ってきているということでこの後、答弁にも書きましたが、統廃合をどうしていくのかというのとも考えていく必要があるかなと思っています。その際、全く地域と学校のつながりを考えない、考えずにやっていくということは難しいかなと思っています。ただそれと同時に、やっぱり我々教育委員会としては美瑛町内の全ての子どもたちの教育っていうことも考えていかなきゃ駄目だし、恐らく、傾聴でいくと、全ての子どもたちにとって、どの学校をどんな形で残していくかっていうのが1番大事なことかなとは思っていますので、そこには、ぶれるつもりはありませんが、それとあわせて、地域の学校というところも鑑みて、今後早急に検討していく必要があるかなという風には認識しております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵委員。

○4番（興柵勝也議員） 4番、興柵です。3点目、少年団の活動についてですけれども、これも少年団活動、文化スポーツ課と教育委員会に分けるから何かこうややこしいことになるんで、一番いいのは、小学3年から中学3年まで6年間で見ると。それをさらに社会スポーツのほうにつなげていくというのが一番理想的なことなんですけれども、そして活動は教育委員会が受け持つっていう、これ文化スポーツでスポーツですから、教育委員会が受け持つべきではな

いかっていうのと、今話いろいろ聞いてみると、小中一貫で指導者やコーチへの報酬の補償、監督さんたちの報酬。きちんとしたきちんとしたほうがいいとか、有償ボランティアでのサポート体制、あとまた保護者の都合で少年団やれないっていう子どもたちも結構いる多いので、これ保護者の負担分減らすのに、スポーツ人材バンクとか、スクールバスの運行とか運行ちょっと見直すとか、そういった部分っていう声もすごく多く聞き聞こえるもので、そういった監督やコーチ、保護者の現場の声をどのように聞いているのか、これ健全な育成の観点から、ちょっと教育委員会のほうで引っ張ってもらい、引っ張ってってもらいたいのので、教育長のほうに伺います。

○議長（野村祐司議員） 興梠議員、一問一答なんで、発言はきちんと整理をして発言をしてください。一問一答ですいませんが、もう一度教育長に再質問をお願いします。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） だから、監督やコーチ、保護者の現場の声をどのように聞いているのか、また話合いの場というのを設けているのか。どのように吸い上げているのかっていうことをお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木 薫君） 教育長になってまだ2か月なので、この2か月間の中で、その話を聞くような機会は設けておりません。ただ、今年度報告を受けたのは、部活動をどうしていくかっていう会議については、開催していないということは聞いております。答弁書でも書きましたが、部活動の地域、少し前は地域移行を2年ぐらい前に地域展開となりましたが、これは本当に難しい問題だと思っております。それこそ午前中の青田議員の不易と流行ではないんですが、部活っていうのは、今の633制ができた昭和22年からほぼ80年間、ずっと今のスタイルでやってきた、ある意味伝統ですよ。それを今、先生方ではなくて、地域に移行しなさいということで、これが流行となるんですが。これは、いくら伝統であっても、国のそういう方針なので、そうしていく必要はあると思いますが、やっぱりこの80年間ずっとこうやってきたものっていうのは結構重たいんですよ。それをいきなりこう変えられるかっていうと、例えば今、先般文科省から出たのが2031年ですか。地域移行にっていう、そこは、土日を外部の指導者に、平日は先生方って。でもそれもちよっと考えてみたら分かるんですけども、部活を月曜日から金曜日型先生やって、土日を全然違うところから持ってきてやって、それでうまくいくかっていうと、多分トラブりますよね。トラブらないためには、先生方っていうか、コーチと先生のコミュニケーションがすごい大事ですよ。そこをどの時間帯でどうやってやるかっていう部分も、一つ大きな問題であります。だとしたら、例えば今東川なんかはそうで

すけども、もう学校から完全に切離して、もう月曜日から日曜日まで全て、別にやるっていう方法もありますよね。あとただそのときに、根っこはどこに置くのかっていう部分で、今はもう文科省が言ってるのは、学校に置くんですよね。学校に外部の指導者を週末に入れてって、そこでのトラブルはどこが対処するかっていうと、学校が対処するんですよね。それもやっぱり危惧される。先生方だったら、ね、部下になるのでそういう指導は駄目だよってなるけども、外部にお願いしてやってきるとかっていうね、それは実際札幌とかは、外部指導員がかなり前から入ってるので、すごいたくさんトラブルがあるっていうのは、僕も聞いてるんですよね。それから、教員だろうが外部の指導者だろうが、今は、例えば、前の美瑛中であれば、退勤時間が4時40分なので、それ以降の部活について、担当すれば、その分の報酬っていうんですか、1,000何百円ぐらいですよね。それを渡すようないわゆる、我々公務員ですけど先ほど話ではないですけども、兼務発令というのができるようになったんですよね。それで既にほかの町なんかはそういう形で報酬を渡しているところもあるんですよね。だからそんないろんな問題があるのでそれをどんな形でやっていくかっていうのは、早急にやらなきゃ駄目なんですけども、本当にまだ、二月で部活動の地域移行、だけでも、その問題をどう解決していこうかなというところで、すごく頭を悩ましているところです。ここにも書きましたが、中学校だけの地域移行でいいのか。それとも、興梠議員がおっしゃってたように、もう小学生から、中学生まで全員こうね、バスケットやりたいのは来いって言って、野球やりたいのは来いって言って、町全体のスポーツとして考えていくっていう方法もあるんですよね。ただ、現状でそうやってやっていったときに、例えば中体連まだあります。中体連は中学生しか出れないですよね。そういう大会とか何とかっていう部分では、まだそういう組織がしっかりとあって、3年生から6年生も中3までやってるんだから、みんなで大会に出るかっていうと、その線引き、線引きがまたしばらくあるんですよね。そういった意味では、部活の地域移行は間違いなくここ今後変わっていく必要があるし変わっていくと思ひ、思いますが、いろんなハードルがまだ実在してるっていう状況なんですよね。そんな中で、今、教育長になりましたが、大きいのは、中学校だけにしていくのか、それとも町全体のあんまり大会とかも、そこまで考えなくても、町全体のスポーツや文化をどう振興していくかっていうところで考えていくか。前者は教育委員会だけの考えであります。後者は、興梠委員がおっしゃってたように、教育、今の町の組織では、教育委員会だけではなくて、町長部局と大きな関わりがあるところですので、まずは今は組織が違うので、話し合っ、連携をしていく必要があるかなと思ひますが、将来的にはどんな形がいいのかっていうのは、今後、町長部局等も含めて、検討、相談させていただきたいなという風に思ってます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） これでは質問を変えます。美瑛町の観光行政についてです。先日産業経済常任委員会で視察研修行ったときに、クマ本県阿蘇市のことですがけれども、観光客入り込み数688万人、経済消費額480億円っていう風に説明があったんです。このように普通は観光入込数だけでなく、経済消費額を算出して観光施策つくってるところがあるんですよ。これ、これから、答弁の中ではこれからやるっていう風な答弁もありましたけど、観光のまちって言いながらどうしてこれまでこの数字が美瑛町でできなかったのか、できなかった理由、課題があったのかということ伺います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 観光のデータ化につきましては以前から白石議員さんからも御指摘を頂いているところでございます。経過でいきますと、経済関連表をつくり、町内経済の数値化を実現したところでございますけれども、その時この中であるということで観光業は省きました。そのときに把握しておれば、美瑛町内の観光データというのは分かったんでございますけれども、コロナ禍で参考にならないということで外してしまっているところがございます。それが1点。もう一つは、これもお答えしたと思いますけども、役場ではなくDMOが集計をしております。入り込み数、経済効果等々を把握しているところでございますが、DMOさんが集計し、それをDMOさんが発表するのであれば、何ら問題ないこととございますけれども、行政から見まして、その数字が信憑性あるのかなどということところがちょっと一抹の疑問もありまして、数字だけひとり歩きされたらちょっと困るかなというような面がありまして、行政、役場としては発表してございません。しかしながら、DMOとしては、入り込み数のみならず、観光経済効果についても、データは把握しているところでございます。その上で先ほどご答弁申し上げました来年度、観光マスタープランの策定業務を行ってまいりますので、その中でこれは町が発注する事業として町が行う事業として行いますので観光消費額、経済効果について詳細なデータを集計しようと思っております。さらに、その集計したデータとDMOが持っているデータを突き合わせることにによりましてその正確性ですとか、齟齬がなければもちろんそれにこしたことはないんですけども、大きな乖離があったりしたらその辺のちょっと原因関係も調べてまいり、来年、翌年以降の美瑛町内観光のデータ化、数値化に努めてまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） 答弁の中で大雪カムイミンタラDMO旭川観光誘致宣伝協議会にも加入したという風にありますし、町長さん最近はもうね、韓国や中国モンゴルとか盛んにお出かけされてプロモーション活動しておられるんですけども、これの成果っていうのを、大きな

役割を果たしているって答弁にありますけれども、もう少し何かせつかく慰安旅行じゃないんですから、成果というものをきちんと経済効果、経済消費額、具体的な数字っていうのは出せない何かあるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 海外観光客による効果でございますけれども、数字的なものデータのものにつきましては、今ご答弁したとおりでございまして、来年度以降、明確な形でのデータ数値をお示しさせていただきたいと考えております。そして、さらにプロモーションの効果ということでございますけれども、これは、先ほども申しましたとおり、1町だけではとてもできないような幅広い、また、大きな団体相手へのプロモーション活動がこの主に旭川観光誘致の活動によって実現しているところでございます。そして、ここを主に構成しているのは、上川町、層雲峡のある上川町、そして旭川市、そして美瑛、そして富良野圏域でございます。それぞれの観光の特色がありますので、それぞれの観光地がそれぞれのやり方で観光誘致活動を行っているところでございますけれども、美瑛町にとりましても、美瑛町は先ほど申しましたとおり決して観光を否定するわけではなく、観光を持続可能なものとして美瑛町の経済産業の発展のために、役立たせていこうという立場で臨んでおります。その中で誘致だけではなくて美瑛町、こういうオーバーツーリズムの課題がありますということを必ずどの国に言ってもどの機関に対しても、御説明を申し上げそれに対する理解を求めているところでございまして、この活動が今後じわじわと様々なところで効果を発揮してくればいいなと期待しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) 4番、興柵です。さっき農家さんが随分我慢してるっていう苦労話もあって切実な思いもあったんですけども、これで、一方で海外で海外も含めて、観光誘致プロモーション活動をどんどんされているわけですね。でもその一方で、観光の迷惑や、問題や迷惑行為などの対応は、結構観光協会に丸投げしてるような感覚が私のほうではあるんですけども、これ、何て言いますか、いけいけで、観光客観光客誘致のアクセル、ぶんぶん踏んでおきながら、その反面で一生懸命ブレーキ踏んで、事故のないようブレーキ踏んでるのが観光協会というような風な実績にも見えるんですけども、これ逆ですね。観光協会がお客さんもっと来てくださって言って、町のほうで対策きちんとやるっていう、逆転現象が起こってるんです。起こってるように見えるんですけども。これ昔から問題が農業者の不安も高まってるように、何も変わってないんです。これを考えると、町として観光の問題に対して具体的に何をやってきたのかっていうのをお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 1度目のご質問の中でも言われましたし、今もご発言されましたけれども、観光協会に丸投げしていると。そのような事実は全くございません。美瑛町役場と観光協会を密接な連携のもとで、美瑛町観光持続可能な観光目的をつくっていかうという、共通目的のもとでそれぞれの役割分担を図りながら、共通ゴールに向かって進んでいるところでございます。先ほど申してますけども、オーバーツーリズムの問題はございます。であるがために、しかし、美瑛町は観光拒否するという姿勢では全くございません。観光は大事な産業でございます。その観光を産業をより生かしていくために、農家さん、生産者の始めとする、地元町民の皆さまとの生活の負担の部分をいかに両立を図っていくか大変苦心しながら、観光協会とともに歩みを進めているところでございます。海外へのプロモーションはそういう状況の中で、いたずらに誘致を図るというものではなく、先ほども申しましたけれども、オーバーツーリズムの現状に対する訴えをしていき、美瑛町の実態を紹介国で自ら直接伝えるということは大きな効果があると思っております。また、広域観光でございますのでこれを進めることによりまして、オーバーツーリズムの解消の要点は分散と回遊周遊であると思っておりますので、よりこの地域での周遊性を高めることによりまして分散化が図られていく。そのような効果もあると考えているところでございます。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) 次宿泊税、青い池駐車場利用税に移ります。これ議会で条例の承認後、総務省等の事前協議何回ぐらいあったのか分かりますでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午後3時54分)

再開宣言(午後3時55分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 恐れ入ります。条例可決後の事前協議の回数でございますけれども、ちょっと正確には把握してないといえますか、事務レベルで電話ですとかメールのやりとりを行っておりますので、それを何回と数えるかというのがちょっと難しい面がございます。まあ事前協議ということですね条例可決前からの総務省との協議も進めておりますので、そのような形の中で、申し訳ないけど回数何回というのはちょっと明確には言えないですけれども、事務レベルで密接に電話メールでのやりとりは進めてきたところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。やってきたということですけども、今回は駄目出しが出てますよね。総務省からほかのところは同じようになった旭川とか富良野とかほかのところ、いっぱい同意同意っていうのがもう並んでるんですけど、美瑛町だけこれ指摘が出ている。これ、協議の段階でここでこの問題というのは出てこなかったんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 様々な協議事項がある中で町民課税、あるいは町民非課税というところの論点が出てくるということは、美瑛町の条例はそこが問題だという指摘はございませんけれども、一般論として町民課税するのか住民課税ですね住民課税する、住民非課税にするのかというようなやりとりはあったのは事実でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。そういった協議の過程が、議会のほうには全然報告がなかったということが、こないだ議員協議会であったんですけども、議長が指摘されたんですけども、これ、宿泊事業者の方とかには、町民の方の、町民の方とかには、報告っていうのはされてるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 条例成立後におきましても、宿泊事業者有志の方々、税務課のほうにお越し頂いて意見交換をしております。そのような中で今回の総務省の見解についてもお伝えをしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。総務省の新規の回答では、町民税の課税免除だけじゃなくて、宿泊事業者の理解、協力が必要であるが、宿泊事業者の一部から同意が得られておらず、議会からも懸念を示す声が上がっているってあるんです。この辺話し合いをするっていう一番大事な部分が欠けているという指摘ですよ。この状況で、北海道に合わせて来年4月1日からっていうのは無理なんじゃないかという風にこれは思うんですけども、このような総務省の指摘を鑑み、これからどのように進めていくのか問います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） まず実施実施、施行時期でございますけれども、令和8年4月1日、北海道でございますけれども、令和6年4月1日には、美瑛町は実施することはないという風に判断しております。それは、今回の、もちろん総務省とのやりとりもございますけれども、それ以前に議会の皆さま方から付帯意見でも出されつけていただきましたとおり、総務大臣合意の後も時間かけようというご指摘もありましたので、令和8年4月1日ということはないという風に理解しているところでございます。その上で、総務大臣等のこの交渉事でございますけれども、これまで美瑛町は美瑛町の理論論理を組立てて、その構成の中で条例もご審議を頂き、お認め頂き、そして総務省への協議を行っているところでございます。10月14日に総務省からの、この見解が示されました。で、今後美瑛町といたしましては美瑛町がなぜ町民を非課税にしたのかというようなことにつきまして再度、私どもの立場をご説明し、総務省との間の溝を埋めていく努力をしてまいりたいと考えております。また、宿泊事業者の皆さまへのご説明につきまして、有志の方々おいで頂いた方々には個別に応じさせていただいてご説明しておりますけれども、こちら主催するような形もやらなければならないと当然思っております。ただ、今何せ総務省との間のやりとりがこういう形で続いている最中でございますのではっきりした一つの形でお示し、ご説明することができませんので、総務省とのやりとりのめどが立ちましたら、速やかに美瑛町として、宿泊事業者の方々にご説明をさせていただきたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番興柊議員。

○4番（興柊勝也議員） 4番、興柊です。いや、宿泊事業者から同意が得られてないからということなんですよね。だったら宿泊事業者さんと一緒に内容をもう1回つくり上げていくっていう形スタイルが必要なんじゃないでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） そう、総務省の見解、総務省の見解でございます。それに対して私どもは今、総務省から出された見解に対しまして私どもの立場をご説明してまいりたいと思っております。ではありますけれども、御指摘のとおり宿泊事業者の皆さまとの意見、合意といえますか、さらなる相互理解を図ってまいらなければならないというのは、よく認識をしているところでございますので、引き続き、丁寧に、宿泊事業者の皆さまとの意見交換の場というものを設けてまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興柊委員。

○4番（興柊勝也議員） 4番、興柊です。時間ないんで経済対策についてです。さっき先ほど、

人事院勧告で特別職や職員議員も給与上がりましたですけども、町内の事業者の方々っていうのは、これ100人以上の企業っていうのが比較対象企業の町内だと50人、100人とか50人以下の事業所や個人事業者が多いんで、この方々の給与が上がっているかっていうと、厳しいねっていう声しかやっぱり聞こえてこないんです。そうすると町内の事業所の方々とこっちの格差がどんどんどんどん広がっていくっていうところなんです。だからこそ、利用者や個人事業主さんたちの消費意欲を促す支援策が必要じゃないかという風に考えていると思うんですけども、このような年末年始に向けて頑張っている町民の方が少しでも笑顔で買物をできる支援策を考えているのかいないのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町内事業者の皆さままた町民の皆さま方が、物価の高騰の中で、日々の生活を過ごされているということは重々承知をしておりますんで、行政としてお支えをさせていただくということは当然のことであると思っております。そして、大変この場で恐縮でございますけれども、この後、本日閉会後の議員協議会の中で、追加議案という形で経済対策を実施し、用途をしておりますので、考えております。ですので、本日終了後に追加議案の中の経済対策についてご説明をさせていただき、明日の議会の中で正式に提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 最後の質問です。高齢者非課税世帯などへの支援もあるし、高齢者の人たちはそんなに困ってないっていうのがあって、何の支援もない間にいる人たちが今一番困ってる。そこへの支援っていうのが今、そこへの支援が一番街を活性化させる、消費活動を促すっていうのが思うんですけども、最近どうも、2回も全国大会あったのに、何かわくわく感がないんですよね。このあたり、まち活気づけるために何をやっていくっていう考え方はあるのかどうか、ちょっと中心市街地活性化も何かしぼんでしまってるんで、何か考えてらっしゃるのか考えがあれば伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 中心市街地活性化の部分につきましては本日も本当に多くご議論頂きました、様々なアイデア、ご提案を頂いて感謝を申し上げる次第でございます。中心市街地の当初のプランを踏まえまして、まちのにぎわいをさらに取戻していくということは、当然進めてまいらなければならないところであると考えております。現在、商工会さんを中心に、どのようなにぎわい策が持てるだろうか。そのためにはどうすればいいのかというような話合いも、

率直に進めているところでございます。当然予算も必要なものでございますので、今予算編成の時期でございますけれども、来年度に向けて、予算編成の中でしっかりとした、町の中で、楽しみにわくわくするような、そういうような事業の創出を実現してまいりたいと考えております。これから今、この後ご説明させていただきます。こちらは重点支援の地方交付金を活用しますけれども、こちらは広く町民の皆さまのお役に立てるような、ご利用頂けるような、そういう内容でにしようということを設定をしたものでございます。この内ご説明させていただき、また、明日は正式な提案もさせていただきますので、その中でご審議を賜ればと思うところでございます。

○議長（野村祐司議員） これをもって、4番議員の質問を終わります。

閉会宣告

○議長（野村祐司議員） 以上で本日の日程は全部終了いたします。いたしました。本日はこれで散会をいたします。

閉会挨拶

○議長（野村祐司議員） 閉会のご挨拶を申し上げます。閉会に当たりご挨拶を申し上げます。活発な論議を頂きましたありがとうございました。明日は令和7年度の一般会計補正予算などがあります。よろしく願いをいたしまして、閉会の挨拶といたします。大変ご苦勞さまでした。

午後4時05分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年 月 日

美瑛町議会 議 長

議 員

議 員